

自治労通信



2015
11・12
NO.775

緊急特集 「戦争法」に反対する

特集② 「がん」とともに

- 川本委員長にインタビュー 運動で培った人脈は宝
- 衛生医療評議会発 新公立病院改革ガイドライン完全解説
- 今さら聞けない憲法改正 安保法案「成立」後の課題と展望
- 流体碩学 経済的価値への「総駆り立て体制」への懸念
- 県本部お国自慢「うちが一番」 新潟県本部



CONTENTS

2 新任・川本委員長にインタビュー 運動で培った人脈は宝

「組合事務所にいる時間が、全部いつか何かの役に立つ」



緊急特集 「戦争法」に反対する

4 平和と民主主義の危機 私たちが果たさなければ ならないこと

フォーラム平和・人権・環境 共同代表 福山 真劫さん

6 “ふつうの人々”と労働組合 これからの「反戦」について

大学講師(政治哲学専攻) 高橋 若木さん



特集② 「がん」とともに

8 インタビュー 働き続けるということ もしがんを発症したら

斜里町教育委員会・ゆめホール知床 公民館係長 結城みどりさん



10 自分のための時間とケアを がんをめぐる現状と 労働組合に求められる課題

連合奈良 事務局長 西田 一美さん

12 ピンクリボンフェスティバル2015 秋の街を歩きながら考える 「乳がん」のこと

14 衛生医療評議会 発(前編) 新公立病院改革ガイドライン完全解説 ～公立病院はなくなってしまうのか!?～



18 今さら聞けない憲法改正(集中連載最終回) 安保法案「成立」後の課題と展望

広島市立大学 広島平和研究所 准教授・憲法学 河上 暁弘さん

20 流体碩学(3) 経済的価値への 「総駆り立て体制」への懸念

詩人・社会学者 水無田 気流さん

22 県本部お国自慢「うちが一番」⑪ 新潟県 厳しいから、弱いから、 3万人の力をあわせて団結だ!

新潟県本部 執行委員長 齋藤 悦男

24 さき 咲き えさき 戦前へと回帰させる安倍政治を 終わらせる行動をともに

参議院議員 江崎 孝

26 困ったときの法律相談②① 男性も女性も 仕事と育児を両立するために ～育児休業等と不利益取り扱い～

自治労常駐顧問弁護士 上田 貴子

28 文化 / Book、編集部発

29 おもしろ? キーワード / 編集後記

新任

川本委員長にインタビュー

運動で培った人脈は宝

「組合事務所にいる時間が、全部いつか何かの役に立つ」

8月の第88回定期大会石川大会において、新たに委員長に就任した川本淳委員長に突撃取材。自治労との出会いから自治労運動の魅力まで、とりわけ若い世代のリーダーにむけて語ってもらった。青年時代に人脈を築き、今日の礎となっているという。

1981年中川町入職18歳 ～自治労運動との出会い

新規採用の説明のあとに組合の書記長が来て、「はい、加入書」って流れ作業みたいな感じで。当時の同期は3人。当たり前みたいに入った。その日の夜に「今年入った人集まれ」と、国鉄労働組合（以下、国労）の保線支区の事務所に呼ばれて、正座して「労働組合とはなんたるか」を国労の当時の分会書記長からオルグをして頂きました。そこで国労と自治労の違いなど概要の説明を受けました。

「自治労は連合体である、我ら国労は単一労働体である。この組織には良い面と悪い面、双方がある。良い面を活かしながら頑張らたまえ」みたいな。そこだけは覚えてる。あと何言われたか忘れただけ。このフレーズが印象に残ったんだね。連合体？単一体？って。洗礼を受けましたね。

青年部時代 ～さまざまな人との出会い

最初に引き受けた役は青婦部長を22歳くらいの時かな。82年頃に、単組で専従を初めて出す議論が始まってね。旭川地区本部の専従に人を送り込むことになって。当時23歳とか24歳の人、私より3つ上の人を出したので「あいつに恥ずかしい思いをさせるな」っていう当時の委員長・書記長の号令で、彼が主催する動員運動がぐつと固まった時期で、私も一若手組合員として、先輩から「やれ」「はい」みたいな感じで役を引き受けて。

このころは青年部メインで、道内動員とかいろいろ行つて。26歳くらいから上川北部ブロック十四町村のエリアの「上川北部ブロック青年婦人協議会」の事務局長になった。月イチくらいで幹事が集まって、というのを仕切ってた。行動範囲が広がった時期ですね。

市町村の枠を超えた連携

上川北部ではよく集まって情報交換をしました。たとえば賃金体系にしても、みんな自分の町のことしか知らない。あるところでは、賃金表に「A表」「B表」ってあって「A表」は男、「B表」は女。あと女性は5年で辞めていただくとか不条理な差別があった。そういうのを青年部が単組の基本組織を動かして、改善させたりっていうこともした。まだ机たたいで賃金が多少あがる時代だったからね。とにかく市町村の枠を超えた連携が重要だと実感しましたね。

95年に単組の書記長になりました。書記長時代には必ずストを配置して、実際にストを打っていましたね。うちと隣村の吉田（北海道本部配置本部オルグ・上川町職）のところが石上（前述）のところ、
「今回、何とる？」とか電話でやりとりしながらやっていました。

沿線の三町村で、必ず定期とか春闘期とか要求書を出す段階で集まって。たとえば旅費の日当の取り方とか。うちが一番北側なので、「おまえんとこはこれぐらい取れば、俺らここまで取れる」とか。「俺らが先に取れそうだから、お前らここの水準まで持ってこい」とか。そういう意思統一を三役プラス青年で、会議30分・宴会2時間30分（笑）。そういうことをやっていましたね。

自分が最初に役場入った時に、当局から説明されたのは、「年休は15日あります。これは家族が病気になった時とか不幸が

あった時なんかには休むものです」という説明もらって「へー」と思ったけれど、上川北部の集まりで「年休取れてますか？」と聞かれました。「いや誰も死んでないの取れてません」って言って驚かれました。親族なら忌引き休暇とか、風邪引いた時なら病気休暇があるわけで。そういうことを知らなかった。やっぱり広い視野で覚えていくことができるっていうか。自分のところが当たり前なのかどうなのか、近隣の市町村の青年と話し合ったりしないといけないんですよ。

単組時代の思い出

町で盆踊り大会をやっていました。仮装盆踊り(笑)。それに組合で参加していました。女子チームと男子チームに分か

れて、女子チームはどじょうすくいとか。男子チームはナースが足りない時は看護師の格好して人員確保訴えたり(笑)。盆に入ると、地元の間人は帰るところもないので、組合室にこもって「かぶりもん」を作っていました。コピー用紙の箱をベースにして、新聞紙貼ったり。アンパンマンとか作りましたね。

旗開きも盛り上がった。当時、特養で働く女性職員さんがいっぱいいて。そういう人が十何人と来てね。出し物も、マップとかシヤ乱Qとかやりました。振り付けとかは議会事務局の部屋や、正副議長室を借りて、練習用にビデオを撮ったりしてね。いま特養は委託されちゃって、みんななくなっちゃって。さびしくなりました。

個人ではできないことを

組合の力で

自治労運動がほかの労働組合と大きく違うことは、公共サービス・住民の福祉につながるということ。民間の企業がよくなれば賃金があがるように個人の利益につながる、ということと決定的に違う。これは自治労の大きな特性。だから自治労の議案は、ほとんど政策課題。それは自治労だけでは完結できないものばかりで、政治が必ず連動してくる、ということになります。

たとえば、賃金なんかも今はそう簡単にあがらないかもしれないけれども、自分の働く環境をちよつとでも変えるとか政策を少し変えるとかかっていうことは、一人じゃできない。できないけれども、せつかくある職場の組織、労働組合で変えていくことはできる。これはものすごく大きなことだと思う。

組合を活用して

人脈を築いてほしい

公共サービスは、個人請負業じゃないので、必ず住民がいたり職場に仲間がいるりする。だから自分たちの「閉ざされた中」から超えていくのが大事。

自治体で60歳まで働くとするれば、やっぱり隣の市町村で係長同士で意思統一したり、「この書類どうやって書くの?」とか、そういうのだから大事ですよ。

町づくりにしても政策課題にしても、結局仕事していく上では、人脈がものす

新委員長の横顔



苦手な食べ物
鶏肉

感動した映画
最近映画みてない

座右の銘
座右の銘は人に言うものではない

趣味
阪神タイガース
絵画を見に行く
音楽はハードロック



最近買ったCDはベビーメタル

ごく重要。労働組合を通じて、若いうちに培った人脈は一生役に立つ。将来50歳になっても60歳を超えても、集まって飲んでもできる。そういった人との出会いがあるのが労働組合。

組合事務所にいる時間が、全部いつか何かの役に立つ。単組の青年部とか終わったあと「ジジンスカン食べて飲むか」とか。そういう時間が大事なんだよね。

自治労のネットワークを利用して、自分たちの自治体の中で閉じこもらないで一歩外に出てみるってのが一番大きい。大きい自治体だったら課を越えて部を越えてっていうのもいいと思います。そういうネットワークができる労働組合、貴重だと思いませんか。ぜひ「自治労」を活用して、人脈を築いてほしいですね。間違いなく一生の宝物になります。



かわもと
川本 淳
あつし
委員長

Profile

1981年	北海道中川町入職
1995年	中川町職労書記長就任
1999年	道本部執行委員
2005年	全国町村評議長就任
2013年9月	自治労本部書記次長就任
2015年9月	自治労本部書記長就任
2015年9月～	自治労本部中央執行委員長

「戦争法」の「可決」から1ヵ月後の10月18日、渋谷でSEALDsによる大規模な街宣行動が開催され、数千人の人々がハチ公前を埋め尽くした。また、総がかり実行委員会も「9月19日の強行採決を忘れない！毎月19日行動」として『私たちはあきらめない！戦争法廃止！安倍内閣退陣！国会正門前集会』の第一弾を10月19日に開催、約9,500人が集まった。戦争法に反対するたたかいはこれからだ。緊急特集として総がかり実行委員会の福山真劫さん、立正大学講師の高橋若木さんに寄稿してもらった。

平和と民主主義の危機

私たちが果たさなければならぬこと

はじめに

今回の戦争法は、従来の憲法解釈を安倍政権が一方的に変更するものであり、それ故に、歴代の法制局長官の多数、元最高裁判所長官も「違憲」と批判し、憲法学者の90%が「違憲」と声明を発表した。また「反対する学者の会」は学者・研究者から「反対」の1万4000を超える署名を集めました。60年安保以来といわれるほど反対運動も高揚しました。しかし、自公政権は国会内における数の力にものを言わせ、戦争法案を9月19日未明、国会運営の基本的原則すら踏みとじる暴挙によって、「採決」を強行し、「成立」させました。また強行採決の後の世論調査でも、賛成35%、反対51%、審議は尽くされた12%、尽されていない75%となっています（朝日新聞）。

これは、政府による「クーデターである」といわれるほどの暴挙であり、当然許されるものではありません。抗議の市民運動も大きく高揚しました。

この法の本質は、米国が求め続けてきたように、米国の軍事戦略の下で、自衛隊が海外で武力による威嚇・行使、戦争を行うための法です。アーミテージ・ナイレポルトでそのことが明確にされています。そして法案成立前の4月27日、日米ガイドラインを改定・合意し、29日米国議会で安倍首相が、「戦後初めての重大改革です。この夏までに成就させます。」と演説し、今回成立させました。

戦争法は、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備案」と一括している10の改正法からなっています。

この法案のポイントは、①「集団的自衛権行使」を合憲化すること、これは武力攻撃事態法の改正であり、存立危機事態の場合、他国への攻撃であっても、自衛隊が武力行使を可能にすることです。

②他国軍に対する後方支援の拡大すること、他国軍の武力攻撃との一体化、兵站を担う武器・弾薬、発進準備中の

もう一度確認を

航空機への給油も可能とすることです。「周辺事態法」を「重要影響事態法」として改正をおこない、周辺事態法にあって地理的制約を撤廃し、「重要影響事態」では、米軍を中心に他国軍も支援することです。「国際平和支援法」で恒久法化し、国際社会の平和・安全のために活動する他国軍を支援することです。「非戦闘地域」の概念を廃止し、「現に戦争を行っている現場」以外にまで自衛隊の後方支援地域を拡大することです。

③国際的平和維持・人道支援を改正すること。PKO法・自衛隊法の改正を行い、国連指揮下以外の他国軍の支援を可能にし、地域の安全確保の治安維持活動、駆けつけ警護、武器使用の基準緩和をします。また国会審議が不十分の中で強行採決されているため、



フォーラム平和・人権・環境
共同代表
福山 真劫 さん

未解明の部分が多く残されています。いずれにしても、自衛隊が海外で戦争・武力行使・威嚇をすることが可能とする法典です。戦争するための法律です。

私たちのたたかい

● 取り組みの経過と課題

戦争法案廃案をめざしてのたたかいは、自治労の皆さんには大奮闘をしていただきました。自治労は「自らの雇用・賃金・労働条件のためのたたかい」だけでなく、「公共サービスを提供する自治体」を中心に組織されている労働組合であり、その社会的役割を自覚している労働組合だと思えます。地域住民の生活に責任を持つこと、平和と民主主義に責任を持つことを自覚している労働組合です。自治労が結集している「フォーラム平

和・人権・環境」(通称平和フォーラム)は、戦争させない1000人委員会、「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」(以後、総がかり行動実行委員会と記述)に結集して、連帯の輪を拡大してたたかってきました。総がかり行動実行委員会は、共産党系の市民団体も含んでの実行委員会です。憲法破壊の戦争法案廃案を勝ち取るためには、すべての廃案をめざす勢力の総結集が必要だとの判断からです。そして結果として、60年安保闘争以来といわれる一大衆運動をつくりあげました。

マスコミの報道で全国に伝わりましたが、8・30国会包囲行動には国会前に12万人が結集し、全国では、1000カ所以上での集会が開催されました。また東京では、9月中旬のヤマ場には、連日万を超える市民が集まり、反対の声を上げ、結果として1万人を超える反対集会を12回開催しました。そしてこうした闘いは、シールズ、ママの会、学者の会など、全国へ拡大していきました。反対署名もそれぞれの団体が取り組み、1000万筆近くになりました。その他多様な取り組みが創意工夫されました。

戦争法案廃案を勝ち取ることはできませんでしたが、もう一度日本の平和と民主主義を再確立するための、希望と展望が確実に見えてきました。また運動上の課題も見えてきました。それは①60%の反対の市民をまだまだ反対運動に巻き込めていないこと、②全国の市町村まで反対運動を拡大できなかったこと、③38%の非正規労働者や未組織の労働者、権利を侵害されている人

たちへの働きかけが決定的に弱かったこと、④職場から地域へ運動が広がれなかったこと、⑤市民運動は大きく高揚しましたが、労働運動全体の取り組みが弱かったこと、⑥国会内での与野党の議席数の差等があげられます。

● 次のたたかいは

私たちのたたかいは、憲法理念に沿って、日本における平和と民主主義を再確立すると同時に正しい歴史認識を確立し、「米国の日本支配から脱却」し、東アジアで新たな平和の確立をめざすたたかいかもありません。

現在安倍政権は、第3次安倍内閣を発足させ、「1億総活躍社会」をめざすとし、「新たな3本の矢政策」を打ち出し、私たちの高揚した運動を分断・鎮静化させるべく動き出しています。私たちは、安倍政権の政策は、戦争する国・軍事大国化路線であり、新自由主義に基づく貧困と格差社会政策であること、「人間の尊厳」をないがしろにする政策であることなどはよく知っています。それ故、安倍政権と対抗して、引き続き総がかり行動実行委員会に結集して、戦争法廃止、発動阻止を中心とした憲法擁護運動を基本に、賛同団体、野党との連携を強化し、取り組みの強化をはかることが重要です。

そして中心的課題は、①戦争法廃止、発動阻止、立憲主義確立のたたかい、②安倍政権の暴走は、戦争法強行採決

だけでなく、沖縄への辺野古新基地建設、原発再稼働、TPP推進、労働者保護ルールの解体、新自由主義に基づく貧困と格差拡大政策などが推進されています。とりわけ、沖縄課題は喫緊の課題で、「本土」での反対運動の強化が求められています。③自民党の狙いは、憲法改悪であり、改憲阻止のための取り組み、④自民党1強体制を打破すべく、戦争法に反対をした野党の支援、とりわけ民主党、社民党の支援、などです。

こうした運動課題を前進させるため、総がかり行動実行委員会では、各種集会和合を合わせて、2000万人署名獲得運動を提起しています。また2016年の憲法記念日の集会は、今年のように統一集会として、全国各地で取り組みと提起しています。是非成功させ、参議院選挙での選挙協力を実現させ、与野党逆転を勝ち取る必要があります。とりわけ自治労の皆さんは、こうした運動の先頭に立つと同時に「戦争をさせない1000人委員会」を単組、職場、地域では是非、つくって活動してほしい。職場、単組、地域が私たちの運動の原点です。

最後に、シールズが国会前のコールで、「民主主義ってなんだ?これだ!」と繰り返していました。その通りなんです。平和も民主主義もこのように、多くの人が力を合わせて勝ち取るものなのです。自治労の仲間たちは、そのこの意味がわかると思います。「民主主義ってなんだ?これだ!」



“ふつうの人々”と労働組合

これからの「反戦」について

3.11以降、特定の党派や組織によらない人たちが新しいスタイルのデモを始めた。2014年、新しいデモは秘密保護法への反対を皮切りに拡大していく。その仕掛け人の一人が高橋若木さんだ。ツイッターで参加者を集め、広告のようなプラカードをネットにアップ。当日はサウンドカーと呼ぶアンプを積んだトラックにDJとラッパーを載せてリズムカルにコールをする、といった、いわばSEALDs (シールズ) のスタイルの原型だ。そんな高橋さんがいま注目するのが、「賃金上げろ！」の運動、AEQUITAS (エキタス) だ。高橋さんは、賃金 (= 経済) と戦争の関係が重要と指摘する。



高橋 若木 さん

大学講師：政治哲学専攻

東京大学大学院を経て、ニューヨーク州立大学大学院博士課程在学中。帰国後の2013年からヘイト・スピーチ団体への抗議に参加し、秘密保護法と安全保障関連法に反対するデモの主催に関わる。共著に、『社会はどう壊れていて、いかに取り戻すのか』(同友館) などがある。

◆ ◆ ◆ 無党派市民による 新しい賃上げデモ

10月17日、若い無党派市民による最低賃金値上げのデモが新宿の街にコール(掛け声)を響かせ、老若男女700人を集めた。主催したのは「ブラック資本主義への宣戦布告」を掲げて9月に発足した「AEQUITAS(以下、エキタス)」。団体名は、ラテン語で「公正さ」「正義」「平等」を意味する。

リズムカルなコールや、広告的にデザインされた目を引くプラカードを用いる3・11以降の「新しいデモ」は、安倍政権の安全保障関連法(戦争法と呼ばれる)に對する反対運動を通してさらに洗練され、全国の若者に広がった。いまではほとんど毎週、若者たちが「戦争反対」の声をそれぞれの街に響かせている。

3・11以降の新たな街頭行動の文化からエキタスが継承したのは、外見やスタイルだけではない。より重要なのは、社会問題の「当事者」性を、これまでよりも普遍的に、個人の足場から捉える思想である。3・11後、社会と自然に取り返しつかない破壊をもたらす放射能リスクに無責任な対応を続けた政府と電力会社に対して、多くの人が居住地に関わらず当事者として抗議した。2013年、第二次安倍政権下でますます激化していた在日コリアンをはじめとするマイノリティへのヘイト・スピーチにも、差別から社会の公正さを守るうという「当事者」意識をもつ無数の日

本人が抗議した。

不正義や破壊性に対して、自分たちの「普遍的な当事者性」を見出しながら抗議するこの新しい文化を、エキタスは拡大しようとしている。団体に組織されていない「ふつうの人々」のデモが、ついに経済問題で始まったのである。たとえば、サウンドカー(デモを先導するトラックの荷台にスピーカーを載せてDJが音楽を響かせる)に括り付けられた「Bottom Up!(底上げ!)」という横断幕。大企業減税を行いつつ富裕層を増やせば庶民にも富が滴り落ちるとする安倍政権の「トリクルダウン(上から下へ)」に対して、ふつうの庶民の購買力から経済を立て直そうとする社会観を訴えた。ウェブサイトには「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)のための最賃値上げが「低迷する経済を活性化させるためにも不可欠」という文言がある。デモで若者たちが叫んだ「中小企業に税金使ええ!」というコールにも、参加者の直接の利害を超えた、社会全体の「公正さ」や「持続可能性」への広い視点がある。

◆ ◆ ◆ 民主主義は 労働運動なしにありえない

経済についてこうしたデモを行うことは、反原発、ヘイト・スピーチへの抗議、そして戦争法案への反対といった「政治イシュー」に関わる「新しいデモ」の参加者の中で、長い間、待望されてきた。これまでの世間には、賃上げといった「経済イシュー」の運動は、労働組合のよう



な狭義の「当事者」だけが行うものというイメージがあった。労働問題を直接の当事者にとどまらない社会全体の公正さの観点から見るエクスタのような動きは、自分の業界でなければ関係ないと見られがちな労働イメージを更新し、たんなる「要求」活動ではないかといった偏見を払拭することにもつながるだろう。

そもそも、圧倒的多数の市民が賃労働で生活している社会において、労働運動なしの民主主義などというものはあり得ない。働き方や生活は、けっして単なる「個人的なこと」ではない。孤立した個人的対応を超えて、「運動」や

「組合」の連帯を形成することで初めて、大衆の民主主義は生活全般にわたって実質ある自己決定につながるのである。労働運動をふたたび社会に根付かせ、再発明することは、危機が叫ばれる日本の民主主義にとって最大の急務だ。

「公共」の危機… 「骨太の方針2015」

団体に組織されない、ふつうの人々が個人として集まる新しいデモには、広いアピール力という強みがある。しかし、それが選挙のような場面で大きな結果につながるためには、無数の労働者が長い時間をかけて培った、大きな労組の交渉力と「共鳴」することが不可欠だろう。異なるスタイルをもつ両者が尊敬しあいながら並走し、巨大な「共鳴」を作り出すことのできる課題は、どこにあるのだろうか。筆者は、「経済」と「戦争」の関係こそ、それだと考えている。

安全保障関連法の可決に先立つ6月30日、安倍政権が閣議決定した「骨太の方針2015」には、経済と戦争の関係が、あからさまに述べられている。「骨太の方針」はまず、医療、介護、子育て分野を含む社会保障サービス全般を「歳出改革の重点分野」と言い切り、公共サービスを「民間企業が公的主体と協力して担うことにより、選択肢を多様化するとともに、サービスを効率化する」と宣言する。具体的な数値目標としては、高齢化によって毎年少なくとも8000億円の増額が避けられ

ない社会保障費の増額限度を、毎年5000億円までと定めている。足りない分の3000億円は、アベノミクスに託された経済成長の宣言、高齢者をはじめとする負担増、消費増税などによってまかなうことだろう。

小泉政権以来の行政改革によって大きなダメージを受けた医療や介護、地方自治体の現場が、これによってどれほど締め付けられるかは、想像を絶する。一方で「骨太の方針」は、「実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する」べく、「防衛生産・技術基盤の強化」をすると述べ、軍備増大と武器産業の振興方針を打ち出している。社会保障費にはごく一部しか回されない消費税の巨大な増収が何に使われるのか、疑わざるをえない。

「骨太の方針」に見られる「社会保障費切り下げ」と「戦争への道」の総合プランは、公共サービスで働く労働者と、サービスを受ける人々を、同時に苦しめるだろう。社会運動の場面では、前者が大きな労働組合、後者が「新しいデモ」を歩く人々ということになる。利潤の論理を貫徹せざるをえない民間の方法に公共サービスの働き方が切り売りされれば、憲法15条に定められた「全体の奉仕者」としての誇りある働き方は続けにくくなる。国民もまた、窓口でこれまでにない負担を強いられることになる。こうして経済の下支えである公共圏の力を弱めながら、政府は隣諸国との緊張を高める時代遅れの大国主義を追及し、世界中で野方図な軍

事展開を続けるアメリカと集团的自衛権を発動させるというのだ。黙っていることはできない。

「ふつうの人」と労働組合が 「共鳴」する

では、一体何ができるのだろうか。無党派の街頭行動と大きな労働組合の「共鳴」は、選挙への長い助走の中でこそ、未曾有の力を発揮しうるだろう。現在、世界中で、「政党政治の危機」が論じられている。主要政党の政策に明確な違いが見えなくなり、分散した諸野党が巨大な政権党に対して無力化したことで、大衆は選挙に意味を感じにくくなっていく。投票率を上げ、流れを変えるには、野党各党が、政策面でこれまで以上に明確な「リベラル左派」の路線をとり、部分的にでも共通の戦線をつくりだして協力するしかない。これを促すことができるのは、組合員と「ふつうの人々」の民主主義による、下からの強力な要請だろう。ばらばらの個人からなる無党派市民層は、街宣やデモで、個別の政策での合意に基づき、野党に手を結ばせる。大きな労働組合の組合員は、お付き合いのある政党に、明確なリベラル左派政策を求め、他野党との大胆な選挙協力の方針を要請する。下からの二つの動きが「共鳴」して選挙を変えるとき、日本の民主主義に新しい時代が訪れるだろう。いまの子どもたちに、私たち大人がかろうじて生きることのできた戦争と恐怖のない社会を受け継ぎたい。

働き続ける ということ

「がん」とともに

現在、日本人の2人に1人ががんにかかるといわれている。国立がん研究センターによると、男性は45歳から増え始め、50歳から70歳にかけて上昇している。一方女性は、子宮頸がん、乳がんなど若いうちに発症するがんがあるため、20代から40代までは男性の罹患率を上回っている。「仕事と家庭」の両立と同様に「仕事と治療の両立」ができる環境は整っているのか。今特集では、誰もが他人事ではないこの問題に対し、課題を発信し共有したい。

もしがんを発症したら

2014年4月に乳がんが見つかった結城みどりさん。同年7月に手術を受け、抗がん剤治療に続き、現在はホルモン治療を続けている。働きながらの治療は、再発の不安や命を失うかもしれないという恐怖、副作用などによる体調不良とのたたかひだけでなく、仕事とのむき合い方、仲間とのむき合い方にも不安と葛藤が付いて回る。今、全国の仲間「この思いを共有し、すべての人が個々の暮らしと仕事が両立できる環境をみんなで作りたい」、そんな思いでインタビューに応じていただいた。

斜里町教育委員会・ゆめホール知床
公民館係長

結城みどりさん

Profile

1995年北海道・斜里町役場入職。社会教育課、住民生活課勤務を経て現在公民館に勤める。2002年自治労北海道網走地方本部女性部長、2007年自治労北海道本部女性部副部長、2013年自治労斜里町職員労働組合連合会執行委員長、現在、自治労北海道本部女性部組織強化委員長を務める。



——現在のお仕事について教えてください

現在は斜里町の公民館に勤務しています。文化ホール機能も兼ね備えた公民館で、600席ほどのホールもあり、年間20本くらいの公演があります。あとはサークル活動などいろんな利用がありますね。7人(男性4人、女性3人)の職員で運営しています。

——組合役員になったきっかけは何でしたか

女性部の単組代表者会議で生意気な発言をしたからか、網走地方本部の役員に一本釣りにされました。私の単組は昔から運動が強かったので、先輩方の影響も大きいです。その時は「役員を断る」という選択肢もなく、引き受けました。今は、北海道本部の女性部組織強化委員長を担っています。

組合は、議論ができるし民主的な組織だと思います。全国の仲間と知り合えるのも魅力ですね。私は、組合で経験を重ねることで、冷静に考える力が付いた

と思うし「役職が人を育てる」というように、成長させてもらっていると思います。それなりに負担はありましたが、仲間の支えと自治労運動に魅力があるからがんばることができました。

——がんに気が付いてからのことを教えてください

昨年(2014年)の4月、人間ドックの際にマンモグラフィで引っかかって、5月に精密検査を受けたら、両側にがんが見つかりました。自覚症状は全くなく、突然のことで恐怖とともに、仕事は続けられるのだろうかと不安になりました。それから、7月に手術のため10日間の入院、その後は通院で抗がん剤治療が始まりました。

一口に抗がん剤治療といっても、薬も方法も人によって全く違って、私の場合は、抗がん剤を3週間おきに8回投与しました。そのあとは5年間のホルモン治療で、今、2年目になります。

働きながらの抗がん剤治療は本当に辛いもので、副作用に苦しみました。抗が



「必要とされている」と思えるから「お互い様」といえる職場に
つらい治療も乗り越えられた

ん剤を投与して、1週目はこれまでに経験したことのないような倦怠感。2週目は、白血球数値が下がることで感染しやすくなる。3週目はようやく落ち着きますが、またすぐに次の投与です。それだけではなく、吐き気や脱毛、しびれや味覚障害もありました。そんな中で、仕事は、調子が回復してくる時期に集中してこなすようにしたり、残業はできなかつたので早出したりと、自分なりにペースをつかんで工夫をしました。職場の仲間には本心に協力してもらって感謝しています。

ワーク・ライフ・バランスと同じ「仕事と治療の両立」

「職場の雰囲気や制度など変えたいと思うことはありましたか」

これまで、育児をしながらの仲間が仕事を休む際、いつも気兼ねしているようでしたが、私も病気になって急に仕事を休むことになったとき、同じ思いをしました。働き続けるためには、仕事と家庭の両立も、仕事と治療の両立も同じだと思いました。自治労の仲間の多くの職場も、人員不足で大変でしょう。でも、フォローし合える職場づくり、声を掛け合える雰囲気づくりが必要だと思います。

ただ、育児や介護などのように「他の誰かのため」に休むより、病気やけがなど「自分のため」に休むのは、厳しく見られがちに感じます。

でも、みんな生きるために働いています。生きていけば、家事・育児・介護・病気が怪我いらないことがあって、働きながらこなさなくてはなりません。誰一人、他人事ではないと思います。

公務員は恵まれているのか

あと、治療中に母に言われたことがすごく引かかっています。

「公務員でよかったね、民間だったら仕事を辞めなくてはいけない」——果たしてそうでしょうか？

これまで、当局との交渉において「民間企業は厳しいから、公務員の給与を上げるわけにいかない」という論調が繰り返さ

れてきました。実際、非正規労働者が増え続ける中で、公務も民間も病気休暇制度がない人も多いと思います。しかし私は、公務員が恵まれているのではなく、中小企業においても、個人の生活と仕事が両立できる制度の充実が重要なのだと思います。病気になって改めて実感しました。

病気になっても働き続けられる環境か

内閣府が行った「がん対策に関する世論調査」(2013年1月)の結果では、仕事と治療等の両立についての認識で、「現在の日本の社会は、がんの治療や検査のために2週間に一定程度病院に通う必要がある場合、働き続けられる環境かどうか」という問いに対し、「そう思う26%」「そう思わない69%」という結果が出ています。

また、両立を困難にする最大の要因として、「代わりに仕事をする人がいない、またはいても頼みにくいから」が22・6%、「職場が休むことをゆるしてくれないから」が22・2%、「休むと職場での評価がさがらるから」が8・8%、「休むと収入が減ってしまうから」が13・1%、「体力的に困難だから」が17・9%、「精神的に困難だから」が13・2%でした。人員不足の問題、職場の雰囲気、雇用形態によるさまざまな不安が、課題として表れていると思います。

ありのままの自分を受け入れる

私は「治療に専念して」と、周囲が気

遣ってくれました。そのことにとっても感謝すると同時に、「病気になったら組合員も降りる」という虚しさにも襲われ、苦しいほどに複雑な心境でした。

ホルモン治療は5年間続きます。それに伴う副作用による体調不良や、再発の不安は常に付きまといます。正直「仕事を辞めたい」と思うこともあります。愚痴を言いたいこともたくさんあります。でもそんな気持ちも、思うようにできない自分も、弱音を吐く自分も受け入れようと思えました。そして、そんな思いを共有して、励まし合えるのが女性部の存在だと思っています。女性部のスローガンでもある、「定年まで健康に働き続けるために」、仲間の存在、組合の存在の大きさを感じています。

必要とされていると感じる「お互い様」といえる職場に

仕事でも組合活動でも、仲間からの「復帰を待っている」という言葉に勇気づけられました。「必要とされている」と思えるからこそ、つらい治療も乗り越えられたと思います。働き続けることで社会と接点を持ち、自分が社会に必要とされているという実感を持つことが大切だと思います。個人の生活と仕事を両立している仲間が、全体で「お互い様」という気持ちでフォローし合える体制を、公務も民間もすべての職場でつくっていききたいと思っています。

がんをめぐる現状と

労働組合に求められる課題

自分のための時間とケアを

東京労災病院治療就労両立支援センターによる、がん経験者（乳がん、大腸がん、肝がん）の就労状態と復職阻害因子を調べたアンケート結果によると、調査時までの平均在職年数は、乳がん13年、大腸がん21年、肝がん22年となっている。長期間にわたる治療と、高額な医療費の負担に加え、企業や雇用形態によって受けられる合理的配慮に格差が出る可能性などが指摘されている。日本人の2人に1人が、がんに罹患するといわれている今、私たちが取り組む課題は何か。

私自身、乳がん治療を続けながら仕事をしていた経験があります。毎年受けている定期健診で見つかりました。

乳がんが分かってから、手術をし、4カ月後から放射線治療が始まりました。その後5年間のホルモン治療に移行し、現在4年目になります。その副作用で、手や足の関節痛、こわばり、ばね指などの症状があり、副作用の治療もしました。骨密度の低下による投薬治療や、またその副作用もありました。今も常時の眠気や時々の激しい疲労感など、さまざまな症状が日々続いています。

乳がんを患ったことで、「死ぬ」ということを真正面から考え、またそれは同時に「生きる」ということを本気で考えることになりました。

実は私は当時、乳がんになったことを「隠して」いました。それは「がん＝死」というイメージが強すぎて、「かわいそう」とか「もう死ぬのでは？」とか思われるのがとてもつらかったし、誰かに自分自身の置かれている状況を話せる余裕が全くなかったというのが本当のところでした。

自分自身の中で受け止めるには、相当の時間がかかりました。現在丸3年が経過し、いろんな意味で整理をしていく中で、「自治労の仲間と私と同じ経験を持つ女性が多くいるのではないか」「この経験を伝え活かせたい」と思いました。そんな決意をした頃、とても大切な仲間の結城さんも乳がんを患っていると連絡がありました。彼女とは学習会で1度会っただけでしたが、以来、信頼し合える関係

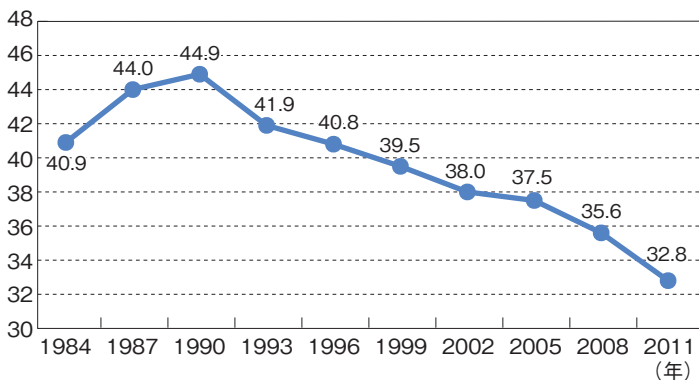
です。同じ乳がんを経験したことで、さらに共感することが多くなりました。そんな中、私たちの経験を活かし、全国の仲間を発信していこうと決心しました。今、必要なことは何か。それは、治療しながら働き続けられる職場環境を求めることです。

自分自身の体のケアを WTBがキーワード

「ワーク・トリートメント・バランス(WTB)」は、私がつくった造語です。

ワーク・ライフ・バランス(以下WLB)が「仕事と生活の調和」であるのに対して、ワーク・トリートメント・バランス(以下WTB)は「仕事と治療の両立」をさすものとして考えました。

●図1●退院患者の平均在院日数の年次推移（総数）



※出所：厚生労働省「平成23年患者調査の概況」



連合奈良
事務局長
西田 一美さん

Profile

1981年に奈良県宇陀郡室生村役場入職、単組執行委員を経て、1995年自治労奈良県本部女性部長、2004年単組執行委員長、2005年自治労奈良県本部副執行委員長などを担い、女性問題や人権問題に取り組む。2007年から自治労本部中央執行委員、2013年から奈良県本部副執行委員長、2015年11月より現職。

WLBのライフは個人の生活のすべてであり、病气やけがなどの治療も含まれると思います。でも主には育児・介護など他者を対象にしているイメージが大きいと思われます。それに対して、WTBのトリートメントは自分自身の体のケア全般をさすものとして考えています。

近年、医療制度改革の影響もあつて、入院が短期間になる傾向になり(図1参照)、何らかの病気に罹患し必要な入院治療の後に、投薬やささまざまな通院治療を長く行うケースが増えていきます。

一昔前なら、手術が必要な病气なら数カ月間入院治療し、退院後は数カ月に一度の定期検査の通院であつたのが、最近では手術しても長くて1カ月の入院で、「退院後に通院しながら治療を継続する」という形が増えていきます。

乳がん治療について

個々人の症状や病状によって治療方法が異なりますが、多く行われているのが「手術、抗がん剤治療、放射線治療、ホルモン療法」です。回数や内容も個人によつて異なりますが、放射線治療は20〜40回、ホルモン療法は5年間というケースが多いとされています。その間、多くは3カ月〜半年に一度の定期検査が行われます。

こういったことから、乳がんは退院しからの治療が長いといわれています。

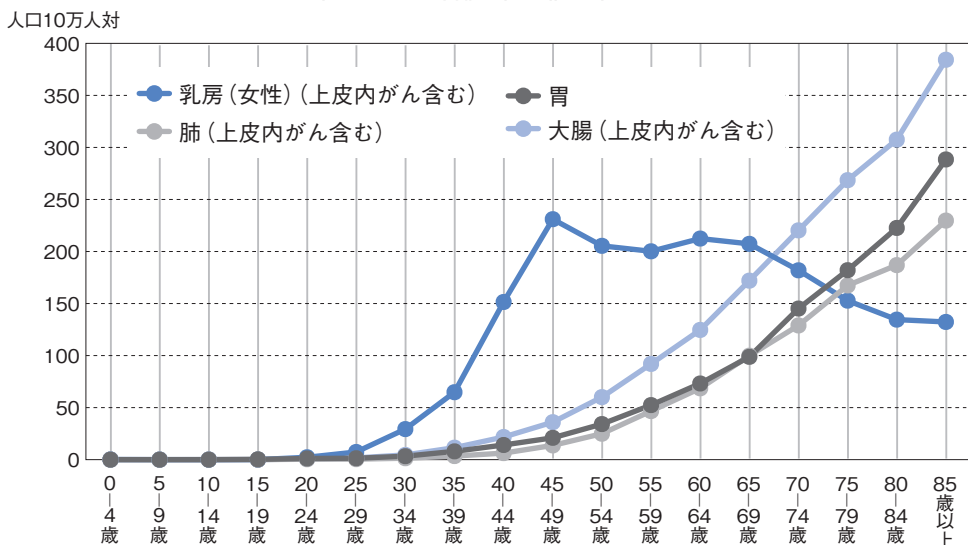
ホルモン療法の一例として、エストロゲン(女性ホルモン)の一種を止める薬を毎日飲み続ける治療があります。再発を防ぐ治療法で副作用に苦しむことが多くありま

す。これも一概には言えませんが、「関節痛」「眠気」「疲れ」「ほてり」「手のこわばり」「しびれ」「骨粗しょう症」「脱毛」「コレステロールの増加」などです。

がん治療だけではなく、さまざまな治療をしながら働いている人はたくさんいらっしゃいます。医療制度改革の影響や、定年年齢の引き上げなど、ますます「治療と仕事の両立」についての課題は重要になってくると考えます。

また、図2のデータのように、乳がんは他のがんに比べて、30歳代から罹患者が増えていくことも国立がんセンターの調査で分かっています。そういったことから女性にとつて育児や介護など他者のケアに時間を費やすのと同様に自身自身のケアが必要な時期なのです。

●図2●女性の乳がん年齢階級別罹患率(全国推計値、2010年)



※出所：国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」

病气に対するハララスメントに 対策強化を

職場の問題として、投薬治療の副作用で起きるさまざまな体の変化に対する嫌がらせ言動があります。前述のように、投薬治療にはさまざまな副作用があります。ほてりから顔が赤くなる人、むくみから顔や体型に変化のある人、目がくぼ

んだり、太ったり、痩せたり、脱毛したりといろいろな変化が起きます。その現象は、病气とたたかっている証なのですが、体型を揶揄するハララスメントが多く起きています。

人間の体は実にデリケートで、何か少しでもバランスが崩れると、基本的にはそれを戻す自己治癒力が備わっています。それでもかなわない場合には病气を引き起

こし、さまざまな症状が現れます。そして、不足しているものを補充したり、増えすぎたものを押さえたりするために投薬治療が施されます。その副作用で現れた体の症状に対して投げかけられたハララスメント言動は、病气治療の理解が職場で進んでいない表れですし、病气とたたかっている本人にとつては、何重にも傷つきます。太る・痩せる・脱毛などは病气ではなくても、体のなんらかのバランスが崩れて起きるものも多く、自分の意思は全く関係ありません。そういった状況を理解しようとせず、ハララスメントを行うことは言語道断です。

このようなハララスメントを防止するには、日常からあらゆるハララスメントについて正しい理解をする努力が必要です。また、病气に対するハララスメントは「メディスン・ハララスメント」として今後、対策を強化していくことも必要です。

他人事ではない問題意識を

我が国においては生涯でがんを罹患するのは2人に1人と言われており、けつして他人事ではありません。

また、人員削減と仕事量の増加、労働者の非正規化などにより、職場環境は厳しい状況が続いています。労働者は生身の人間です。メンタルケアも含めて自身自身のケアについてもっともつとと考えていく時代にきています。

「ワーク・トリートメント・バランス」「メディスン・ハララスメント」の問題意識を全国の仲間と共有し、組合として職場の環境改善に取り組んでいきたいと思ひます。

秋の街を歩きながら考える 「乳がん」のこと

乳がんの早期発見や診断、治療の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル」が今年も乳がん月間の10月に開催された。日本対がん協会、朝日新聞社などが主催するこの催しは、今年で13回目。各地でウォーキングやシンポジウムなどのイベントが開催された。働いていると、自分の健康のことは後回しになりがち。こういうイベントに参加することをきっかけに、自分の健康について考え直すのはどうだろうか。

乳がんは身近ながん

9月に元プロレスラーの北斗晶さんが、自身のブログで乳がんを公表、無事手術を終えたことは耳目に新しい。定期的に健診を受けていたにも関わらず、腫瘍が見つかったとのこと、衝撃的なニュースだった。またハリウッド女優のアンジェリーナ・ジョリーさんは2013年に、乳がん予防のため健康な乳房を切除して世間を驚かせた。

有名人に限らず、乳がんは女性の12人に1人が罹患するとも言われており、とても身近ながんだ。乳がんは早期に発見すれば、90%以上の人が治るとい

われている。自分の大事な体と命を守るためにはセルフチェックと定期健診による早期発見が欠かせない。しかし、普段、忙しさにかまけて、自分の体のことは後回しになってしまいう人が多いのではないだろうか。筆者も御多分にもれず、最後の健診から4年も経過してしまった。これはいけない。

そこで毎年10月の乳がん月間に「たのしく歩きながら、乳がん検診の大切さを伝える」をテーマに開催されている、ピンクリボンスマイルウォークに参加してきた。スマイルウォークは各地で開催されており、今年も、東京(10/3)・仙台(10/31)・神戸(11/7)で開催、参加定員はそれぞれ、東京4500人、仙台2500人、神戸3000

CHECK!

どんな人が乳がんにかかりやすい？

乳がんにかかるリスクは、誰にでもありますが、以下に当てはまる方は特に注意しましょう。

- 40歳以上
- 初産が30歳以上
- 出産経験がない
- 家族(祖母、母、姉妹)に乳がんにかかった人がいる
- 初潮が早く(11歳以下)、閉経が遅い(55歳以上)
- 体型が肥満気味
- 乳腺疾患(乳腺症など)にかかったことがある
- 過去に乳がんになったことがある

出所：ピンクリボンフェスティバル運営委員会事務局

人、と大規模なものだ。

このうち、東京で開催された、六本木ヒルズアリーナから表参道までを往復する6キロコースに参加してきた。職場単位で動員された、と思われる企

業ロゴ入りのお揃いTシャツで固まっている人が意外と多い印象だが、女性同士のグループ、カップル、家族連れ、コスプレしている人などさまざまな人が集まっていた。受付をして、パンフレット





▲出発前の準備体操



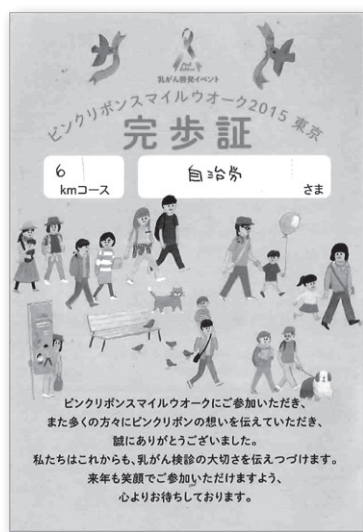
▲「銀河帝国」からも参加者が



▲表参道にはピンクリボンのバナーが掲げられていた



▲親子で参加する人も



「風わたる、 秋の街を歩こう」

トや参加賞の入った資料一式をもらう。待ち時間にパンフを眺めているだけでも、乳がんについて改めて考えることができる。アリーナ内にはピンクリボン運動に賛同する「ピンクリボンサポーター企業」のブースが並んでおり、参加者限定で試供品を配布したり、特別価格での販売をしたりなど、どこも大賑わい。フェスティバルにふさわしい華やいた雰囲気だ。

6キロコースの定員は1500人。組合風に言くと「出発集会で意思統一」し、準備運動をした後に、「隊列を組んで梯団ごとに出発」だ。1500人の大所帯なので、アリーナを出るまで20分

が経過。てっきり車道を歩くのかと思つたら、歩道内をウォーキング。なので、肘を90度に曲げて大きく振って歩く「本気のウォーキング」というよりは、のんびりお散歩をする感覚。所要所には、警察官の代わりにボランティアスタッフが配置されており、コース案内をしてくれる仕組みだ。

参加者は、全員ピンクのゼッケンをつけて歩く。1500人の大集団が歩道をピンクのゼッケンで歩く姿はなかなかの壮観だ。表参道に入ると沿道にはピンクリボンのバナーが掲示されているので、とりわけアピール度が高い。折り返し地点&給水ポイントはラルフローレンの前で、ラルフのロゴ入りの紺のテントで水を配布していたのが、オサレなまちのイベント感を一層盛り上げる。折り返し地点を過ぎると、沿道の飲食店やコンビニで休憩する人の姿もちらほら…。緩やかなイベントだ。

結局6キロのコースを2時間20分かけてゴール、無事「完歩証」を手にすることができた。乳がんについて改めて考えるきっかけになるし、日頃の運動不足も解消できた。また、最初はコーラもなく、ゼッケンだけで歩道を歩くのがアピールになるのかしら、と思つたが、1500人も集まれば相当なアピールになることもわかった。いろいろ「運動」について考えることのできた一日となった。

新公立病院改革ガイドライン

完全解説

公立病院はなくなってしまうのか!?

2015年3月に厚生労働省から「地域医療構想ガイドライン」、総務省より「新公立病院改革ガイドライン」が策定された。これらにより、地域医療再編は本格的に動き出す。医療のあり方はどう変わり、その時、労働組合がすべきことは何か？ 今号から衛生医療評議会より前編・後編と2回にわたりガイドラインの解説を掲載する。次号では自治労組織内議員のえさきたかしと衛生医療評議会の対談を予定。

13万人の自治労衛生医療評議会組合員とともに、自治労がこの改革をどう乗り切るのかは、医療を享受する住民の側からも、その存在意義が問われていると言っても過言ではありません。

新ガイドライン策定に関する

この間の経過(図1)

2013年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議最終報告書では、医療・介護サービスの提供体制改革のポイントとして「病床機能報告制度の導入と地域医療ビジョンの策定」が掲げられています。その内容は、①医療機能に係る情報の都道府県への報告制度(病床機能報告制度)を早急に導入、②報告制度により把握される地域ごとの医療機能の現状や、地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づき見通しを踏まえ、

その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとに医療の必要量を示す地域医療構想を都道府県が策定、③地域医療ビジョン実現に向けては、病床の適切な区分を始めとする実効的な手法が必要、④地域医療構想は、次期医療計画の策定期である2018年度を待たずに速やかに策定し、直ちに実行することが望ましい、その具体的なあり方については、国と都道府県とが十分協議する必要がある、というものです。これらを実効あるものにするため、2014年6月に「医療介護総合確保推進法(以下、「推進法」とする)」が成立しています。

総務省はこれを踏まえ、2015年3月に「新ガイドライン」を各都道府県に通知しました。新ガイドラインの方向性は、「推進法」に規定されている地域医療構想の実現にむけた取り組みと連携する事項などを盛り込み、地方公共団体に対して新公立病院改革プランの策定を要請する中身となっています。策定期は2015年度または2016年度、プランの期間は策定年度〜2020年度を標準とし、プランの内容は前ガイドラインの3つの視点(再編・ネットワーク化、経営の効率化、経営形態の見直し)に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点からなっています。

少子・高齢化、人口減少社会で変化する医療のあり方

急速に進展する高齢化、人口減少へむけ、地域医療再編が正念場を迎えています。時代の要請の中で病院はどう変化していくのか、その時に労働組合は、自治労は何をすべきかを見据えなければなりません。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳とな

おまけ

総務省は、2007年度に通知した「公立病院改革ガイドライン」(以下、旧ガイドラインとする)に引き続いて、2014年度末に「新たな公立病院改革ガイドライン」(以下、新ガイドラインとする)を通知しました。この改革は少子・高齢化社会の到来を見据えた社会情勢の変化の中で公的医療と公的病院のあり方を問う内容となっています。

医療は人員・人材を必要とする典型的な産業であり、持続可能な医療提供体制を確立するために必要なものは「働き続けられる労働環境整備」です。

● 図1 社会保障展開予想 公立病院を取り巻く情勢と課題

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
内閣府	社会保障・税一体改革	[Timeline arrow]											
厚労省	都道府県医療計画策定	消費税 2014年 4月 8%		消費税 2017年 4月 10%					[Timeline arrow]				
	診療報酬改定等	・診療報酬での誘導			在宅医療へ誘導か?			2018年 ・診療報酬&介護報酬同時改定 ・都道府県医療計画策定		[Timeline arrow]		2024年 診療報酬・介護報酬同時改定 都道府県医療計画策定	
総務省	公立病院改革プラン	新公立病院改革プラン策定										実施 (2025年の医療機能を見据えたもの)	
	地方公営会計基準見直し	2014年度予算・決算より適用 経営形態に関わらず独法会計基準に準拠											
自治労	人材確保組織拡大運動強化	<ul style="list-style-type: none"> ■就労看護職員 20万人体制実現 ■運営形態・経営形態変更に係る対応 ■医療人材と収益の安定的確保 ■公的病院を中心とした医療機能分化と役割分担 ■組織強化・組織拡大・競合問題対策 											

る2025年にむけ、医療の質向上と効率化の同時達成のため、医療提供の場を病院・施設から地域・在宅させることを目的に「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者に多い慢性疾患は労働力を必要とする病院から在宅へと移行し、住み慣れた地域・在宅で患者のQOL・QOD^{※1}の向上をめざすとしています。

さらに、「現状」を把握するため、2014年10月から「病床機能報告制度」が開始され、これにより、国・都道府県は、すべての病院の現在の病床機能区分と病床数、そして将来めざす医療機能の情報を把握し、「現状の医療提供体制」を「将来の医療ニーズ」に沿うように再編していくこととなります。

また、「将来の医療ニーズ」については、都道府県が、将来の人口変動や人口流入などのデータをもとに、二次医療圏ごとに（高齢化のピーク、医療人材確保、地域全体の医療提供バランス、在宅・訪問医療の拡充手法などを考慮）地域の将来の医療需要を割り出すこととなります。

この結果、「現状」を「将来の医療ニーズ」に合致させるため、病床数の削減と、高度急性期・急性期（高度な治療を提供する病床）から、回復期（退院にむけて病床）への病床転換が必要となるとしています。

このように、在宅移行・病床数削減・病床機能転換にむけて、2015年3月に厚生労働省から「地域医療構想ガイドライン」が、総務省からは「新ガイドライン」が各都道府県に通知されました。

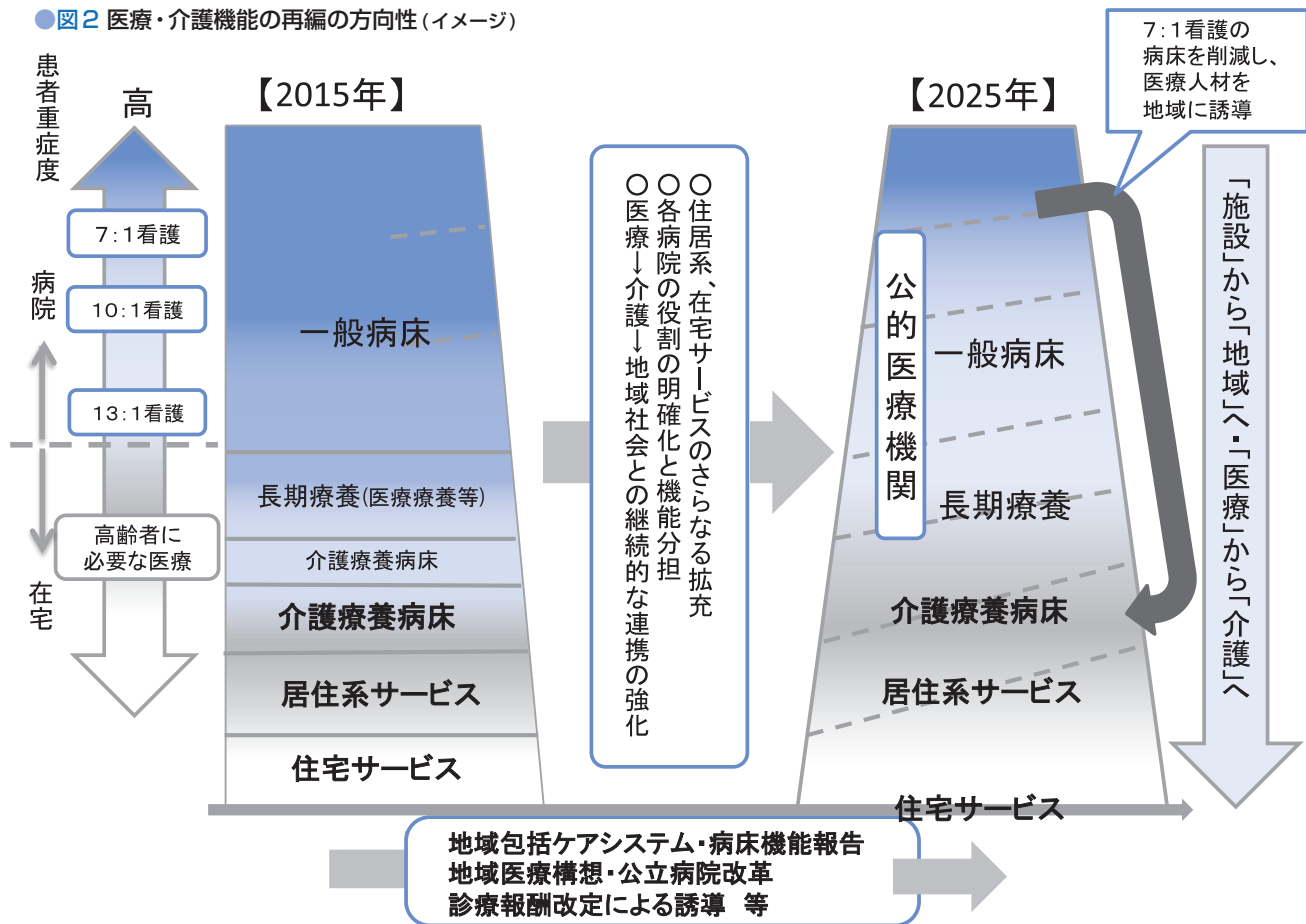
旧ガイドラインと新ガイドラインの相違点

総務省は、旧ガイドライン（2009～2013年度実施）により、公立病院640団体892病院のうち、プラン策定前と比較して経常損益が黒字の病院は3割から5割に改善し、民間病院との経常収支の差が縮まったと評価しています。

しかし、そもそも病院は経営体質が高コストです。その上、不採算医療などのため、人件費率を含め、経費が高い公立病院が地方財政健全化を妨げる要因とされ、「官から民へ」の流れの中で公的病院の民営化が行われました。旧ガイドライン遂行の結果、公・民を超えた再編、ネットワークへの土台作りが行われたとも言えます。

「新ガイドライン」では、公立病院は高度医療、不採算医療など公立でしか担うことのできないその役割の明確化に重点が置かれるものの、医療提供体制の質向上と効率化の同時達成を目的として、地域医療全体の効率化・再編のために公立病院を含むすべての医療機関を対象として、二次医療圏ごとに医療提供体制のあり方が見直されることとなります。旧ガイドラインは公立病院を中心とした改革の側面が強くなりましたが、「新ガイドライン」は地域医療構想をベースに「病院改革」としての側面が強くなっています。結果として過剰病床の削減と機能分担が進み、病院の建て替え計画などをきつ

●図2 医療・介護機能の再編の方向性(イメージ)



出所：厚生労働省資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001tg46-att/2r9852000001tgaz.pdf>を再編

けに公・民を超えたさらなる病院の再編・統合、ネットワーク化が進む可能性が高いと言えます。(図3)

●新ガイドラインの制度概要とポイント(図4)

地域医療構想策定にむけ、都道府県は「地域医療構想調整会議」を設置し、将来の医療ニーズに応える医療提供体制のあり方を議論・達成するプランを策定することとなります。この議論は現在進行していることから、その議論を注視し情報収集に努め、「いつまで、どの病院を、どのような形で機能再編されるのか」そのうえで、どのような内容で地域医療構想プラン・公立病院改革プランが策定されようとしているのかを把握し、方向性を見極めることが重要となります。

総務省は新公立病院改革プランに関し、地域医療構想での必要病床数などの推計を踏まえ、2016年度内に策定し、2020年までに実施することを求めています。

新ガイドラインによる公立病院改革プランの策定のポイントは以下の内容です。旧ガイドラインのポイントに④が加わりました。

①「経営の効率化」については、改革の有無に関わらず、原則としてすべての病院で「経常収支比率」「医療収支比率」を必ず数値目標設定し、経営を効率化すること、さらに各事業所の現状に沿って経費削減・収入増加等の具体的な取り組み

●図3 公民を超えた病院再編統合の主な事例(今後の実施計画を含む)

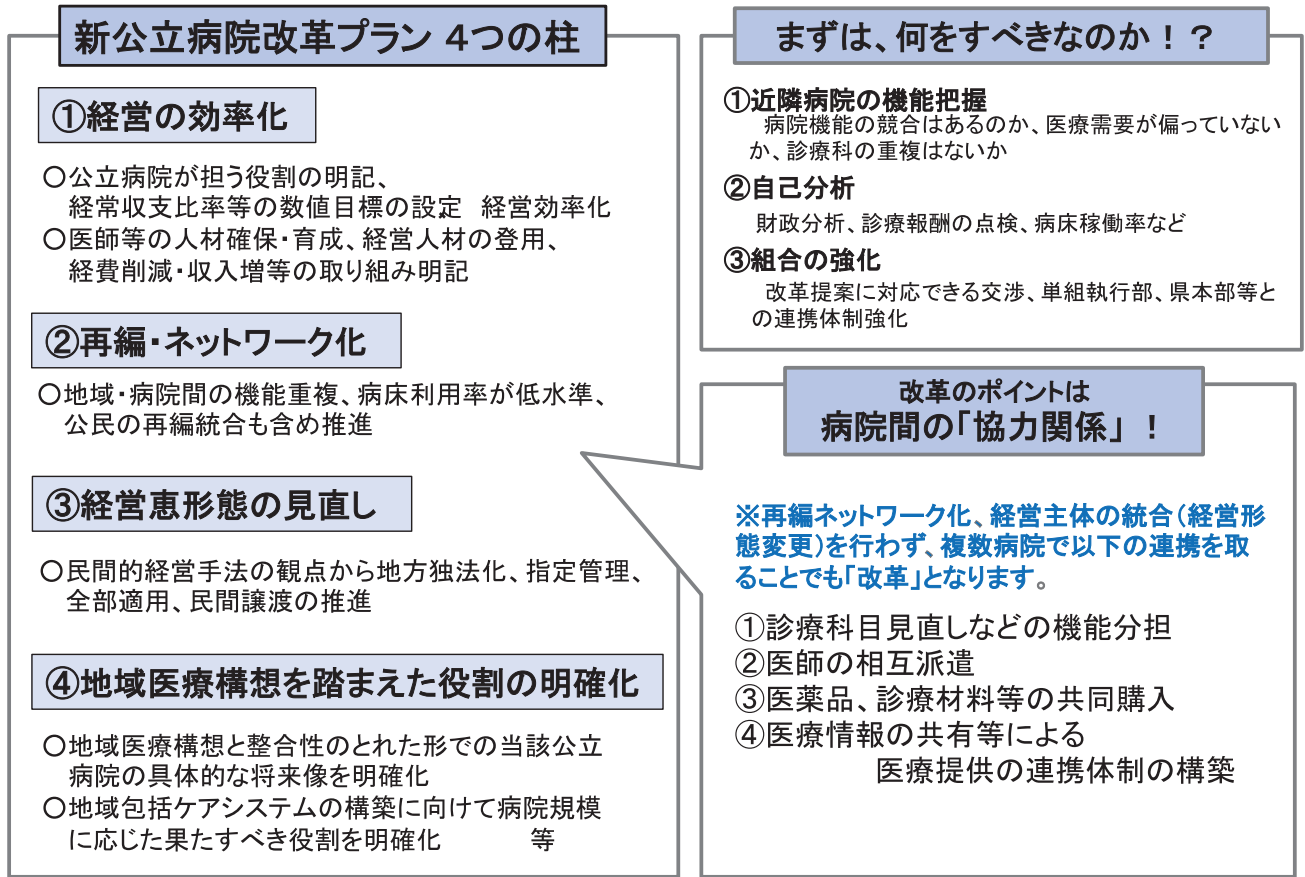
都道府県	統合病院	概要
群馬県 渋川市	渋川総合病院(市立病院)と国立西群馬病院の統合(2016年4月)	新市立病院建設に伴い市立病院を国立病院の指定管理移管
兵庫県 柏原市	日赤柏原病院の県立柏原病院への吸収(2018年度を目標)	建て替えに伴う公的病院の県立病院への統合
兵庫県 姫路市	新日鉄広畑病院(企業病院)の県立姫路循環器医療センターへの吸収(2020年度を目標)	建て替えに伴う企業病院の県立病院への統合
熊本県 玉名市	公立玉名病院(一部事務組合)、玉名地域医療センター(医師会立病院)、和水町立病院の統合地方独立行政法人化構想(2020年度を目標)	建て替えに伴い自治体を超えた公立病院と医師会病院を統合し地方独立行政法人化
沖縄県 名護市	県立北部病院と北部医師会病院の統合計画	建て替えに伴い民間病院が県立病院へ吸収

みを明記することとされています。

②「再編・ネットワーク化」については、地域における病院間の重複機能の回避、病床利用率の向上、公民、民間参入の多い介護関連施設との業務提携や再編統合も含めた推進を示しています。また、建て替えを予定している病院、病床稼働率70%以下の病院、地域医療構想で医療機能の見直しを検討するように指摘された公立病院が、再編ネットワーク化の対象となるため、条件に該当する病院の場合は、とくにこのような動きを注視しなければなりません。

さらに、3年連続病床稼働率70%未満

● 図4 新公立病院改革プラン



今さら聞けない 憲法改正

集中連載 第3回(最終回)

安保法案「成立」後の課題と展望

9月19日参議院の本会議において、安全保障関連法案が強行採決で「成立」しました。各種世論調査では、政府の説明が不十分と答える人が8割近くに上り、社会全体に不安が広がっています。そのような中で、政府が一方向的に審議を打ち切ったことは、民主主義・立憲主義を無視した暴挙と言えます。今号では、機関紙「じちろう」2148号(10月1日発行)「安保法制特集」に寄稿いただいた、法案成立後の5つの課題について、より詳細に解説してもらいました。

はじめに

戦後70年を迎えた日本で、戦後最大の転換点にもなりかねない危険な事態が進行している。安全保障関連法案の「成立」による軍事大国化・戦争のできる国家への道である。今、〈自国が武力攻撃を受けない限り武力行使はしない〉という戦後日本の最大の原則、「平和国家」としての国是が踏み破られようとしている。また、時の政権が政治的・政策的に必要だと考えれば法を破つてよいとする専制的で「非立憲」的な政治手法が横行している。これはまさに、平和と立憲主義の危機的事態というほかない。

安保関連法案「成立」後の課題

安保関連法案「成立」を受けて、今後の課題を提起しておきたいと思う(集团的自衛権問題研究会の川崎哲代表の2015年9月19日の代表声明 [<http://www.sink.org>] の枠組みを参考とし、また私がすでに自治労機関紙にコメントした内容を敷衍したい)。

第1に、強行採決の有効性を問う直すことである。現在、参議院特別委員会9月17日の採決が参議院規則や先例の要件を充たしていないという重大な疑義が提起されている(醍醐聡東京大学名誉教授等、賛同署名も3万人を超える)。委員長不信任動議否決後、まず委員長による委員会再開の宣言がなされていない(委員会未再開の状態にあった)。さらに、直前に開催された地方公聴会の委員会へ

の報告もなく(参議院先例280「派遣委員は、調査の結果について報告する」に違反する)、委員長不信任動議前に委員長職権で行おうとしていた総括質疑も行われず、そして、通常そうした質疑に行われる質疑打ち切りおよび採決を求める動議の提案も、法案の採決も、(少なくとも外見上は)行われていない(なお、速報版の会議録には、「発言する者が多く、議場騒然、聴取不能」と記されており、採決等が行われた記録はない)。しかも、委員長に最初に詰め寄ったのは与党議員(さらに多くは部外者たる委員外の議員とされる)であり、それが委員長を取り囲んだ中で一連の手続きを進めたのは前代未聞であり、これは議員の表決権が侵害された事態と評すべきであろう(参議院規則は、「議長は、表決を採らうとするときは、表決に付する問題を宣告する」(136条1項)、「議長は、表決を採らうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する」(137条1項)と定めているがこれらを推測させるような手続きすらとられているようには見えない)。こうした「表決」はこれまでの強行採決と比してさえも全く異常であり、無効を主張する声が院内・院外を問わず澎湃(ほうほう)としてあがっているのも全く自然なことであろう。

第2に、集团的自衛権行使を含む法案のそもその違憲性を問うことである。法案の違憲性については前号ですでに述べたが、集团的自衛権行使等を認める昨年7月1日の閣議決定や安保法案は、憲法研究者(9割以上ともされる)、日弁連、元内閣法制局長官、元最高裁判事・長官を含む(左右)改革を問わな



広島市立大学
 広島平和研究所准教授・憲法学
 かわかみ あきひろ
 河上 暁弘さん

い)「法律家共同体」のコンセンサス(長谷部恭男)をも大きく踏み破る暴挙と言うべきである。すでに、小林節慶應大名誉教授や山中光茂松阪市長などが中心となった原告1万人規模をめざす違憲訴訟の動きもある。法案が国民の平和的生存を脅かすという点で人格権ないし平和的生存権を侵害する危険性が大きい以上、こうした違憲訴訟も含めて、前記閣議決定や法律の違憲無効性を問い続けることの重要性を指摘しておきたい。

第3に、安倍政権の政治責任を問うことである。安倍政権の問題点は、個別の法律・政策が違憲であるということだけではなく、憲法を軽視し、憲法を蔑ろにする政治姿勢そのものが「非立憲」的であるということである。安全保障政策上必要であれば「法的安定性は関係ない」(磯崎陽輔首相補佐官)との発言は一補佐官の個人的見解というよりも安倍政権全体の政治姿勢の本音を示したものであるように見える。国際社会において、「法の支配」を常々強調する安倍首相自身が「法治」ではなく「人治」(法律の禁止規定ではなく首相判断への信任・委任を強調)に傾いた答弁を繰り返しているが、これは首相自身が選挙で勝てば何をやってもいい(気に入らなければ次の選挙で政権を変えればいい)という独自の民主主義観を持っているためであろう(1930年代ドイツの政治状況を想起させられる)。こうした政治情勢を転換するためには、多様性を維持しつつも、沖縄辺野古問題や訓練・運用面の日米一体化や立憲主義遵守などの平和・自治・立憲主義を問う諸々の運動の団結・拡大・深化が課題であり、そして、次の選挙で安保法制廃止や執行停止を可能と

するような政治情勢をつくる必要があるであろう(一院でも反対派が多数をとれば法律が実行できなくなる)。

第4に、法運用でせめて相手国が日本へ武力攻撃(あるいは実行の着手)をした事態に限定していくことである。集団的自衛権行使についても、あくまでも自国防衛目的に限られ、他国防衛目的の武力行使は禁止されているとの答弁や自国が「武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」であり、「単なる主観的な判断や推測等ではなく客観的かつ合理的に疑いなく」「危険が明白」でない限り「存立危機事態」の要件を充たさないという現在の政府見解の枠組みの遵守が最低限必要である。そのためには、安全保障の領域を聖域とほしくない、特定秘密保護法廃止を含めた国民の知る権利の十全な保障と国会による十分な審議・統制が不可欠である。

第5に、明文改憲問題への取り組みについてである。今後、「実態に合わせて憲法を変えよう」という改憲姿勢は強まるであろう。

今、最大の憲法問題は、憲法自身を変えることよりも、むしろ多くの可能性を持った日本国憲法を持ちながら、それが実現されていないことにこそあるように私には思われる。平和、環境、情報公開、表現の自由、男女共同参画、差別の禁止、教育内容への国家介入、社会保障、貧困・格差問題、死刑制度、刑事手続き、戦後補償、地方自治・分権改革など、これらの問題の解決・改善のために現行憲法は全く障害にならない。むしろ、改憲よりも、憲法理念を実行するための法律、すなわち憲法関連法の整備こそ優先されなければならない

いと思われる。そして、今のような政治情勢の下で、憲法や「法治」そのものを軽んじる今の政治家たちに憲法に手をつけさせること自体の危険性もあわせて認識しなければならぬ。

憲法改正よりも まずは憲法の完全実施を

振り返ると、戦後日本の憲法政治は、「違憲の政治」と言うべきものであった。今こそそれを改めて、主権者の手により憲法を実行させなければならぬ。ところで、その際、考慮しておきたいことは、「改憲反対、憲法擁護」(反対、阻止、総決起、戦前回帰)などのスローガンをただ掲げるだけではやや抽象的ではないかという点である。今や、一方で、若い世代を中心に憲法第9条改正ということが現実具体的に政治のあり方や自らの生活にいかに関与するかについて、想像力の働きの弱くなってきた状況も見られる(反対に「経済的徴兵」「雇用・労働の不安定化」など憲法状況が可視化できている側面もある)と同時に、他方、市民の文化水準が向上し、政策論なきスローガンへの拒絶反応も見られる。「改憲反対」などとただ抽象的に訴えたり、憲法改正が我々の生活にいか(悪)影響を与えるかということ強調することのみではなく、「では、日本国憲法の理念が実現したらどのような日本や世界を創造することが可能か」といった具体的なビジョンやブランドデザインも今後あわせて示すことも必要であるように私には思われるのである。

経済的価値への

「総駆り立て体制」への懸念

10月7日、安倍総理大臣は第3次改造内閣の発足に伴い、「50年後も人口1億人を維持」「2億総活躍」を掲げた。このため「GDP600兆円達成、希望出生率1・8、そして介護離職ゼロ」の「新たな二本の矢を放つ」という。一言で言えば、経済最優先主義の路線が強化された印象である。

「大きいことはいいことだ」で有名な森永エールチョコレートのCMソングが流れたのは、高度成長期真っただ中の1967年のことである。その3年前の1964年には東京五輪が開催され、時代は新幹線のように「速く」、インスタント食品のように「早く」、そして東京タワーのように「高く」がキーワードであった。年率平均9%を超える高い経済成長と、国民生活の平準化が同時進行でなされ、成長が国民生活の希望と同義の時代であった。

均質的な国民生活は、統治する側にとって極めて都合が良かった。いわゆる「55年体制」と呼ばれる政治体制は、この均質な国民生活と年々上昇する

GDPを背景に、安定的に推移していた。当時の政府自民党の役割は、「大きくなり続けるパイ」の利益を分配する「すりあわせ機構」であった。一方、今日の年々上昇していく社会保障費や国民負担割合等に鑑みれば、現在政府がなさねばならない仕事は、受益以上に「負担の分配」である。この差は大きい。

高度成長期は、人口動態もまた経済成長に寄与していた。生産労働人口に比して高齢者・子どもの数が少なく、生産性が向上するという「人口ボーナス」期であったためである。国民1人当たり実質GDPから労働者1人当たりの実質GDPを引いた成長率は、55年から70年まではプラスとなっていた。これが、急速な高齢化にともない、2000年以降はマイナスとなっている。現在日本は、生産労働人口に比して高齢者が多くなりすぎて、生産性が低下するという「人口オーナス(負荷)」局面に入っているのである。

日本の総人口は、2014年10月1日現在、1億2708万人だが、国立

社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口2012年1月推計(中位推計)」によれば、2030年の1億1622万人を経て、2048年には1億人を割り込み9913万人となり、50年後の2060年には8674万人になると推計されている。余談になるが、環境庁が発行する「レッドデータブック」では、三世代「90年間」で個体数が半数以下になる動物は絶滅危惧種の目安となるが、このままいけば日本人はこれに近い速度で減少することが予想されている。

日本の人口は、ただ減少するだけではない。高齢化率(65歳以上人口比率)は2060年には39・9%に達する。高齢者人口自体は2042年をピークに減少に転じるものの、年少人口と生産年齢人口の減少が続くため、高齢者人口割合は相対的に上昇し続けることが予期される。

一方、生産年齢人口(15~64歳)は2010年の8173万人から減少し続け、2060年には4418万人とな



詩人・社会学者
みなした きりう
水無田 気流さん

早稲田大学大学院社会科学部研究科博士後期課程単位取得満期退学。立教大学社会学部兼任講師。著書に『シングルマザーの貧困』（光文社新書）、「居場所」のない男、「時間」がない女』（日本経済新聞出版社）ほか。最新刊で上野千鶴子との対談「非婚ですが、それが何か!?結婚リスク時代を生きる」がビジネス社から絶賛発売中。

る。総人口に占める割合は、2010年の63・8%から低下し続け、2017年には60%を下回り、2060年には50・9%となることが予期される。もちろん、これには移民の大量受け入れなどの変数を加味してはいない。

景気予測などと比べて、人口動態はかなりの部分将来推計がそのまま当てはまる。この人口動態で、いかにして今以上のGDP拡大路線を計るのか。人口やGDPの「規模」にばかり執着する視点は、極めて前時代的といえる。

この目標を達成するため、安倍総理大臣は加藤勝信を「1億総活躍担当相」に任命した。具体的な役割が見えにくいとの批判もあるが、女性や高齢者、障害の有無を問わず経済活動へと動員することが眼目だろう。英訳では「Minister in Charge of Promoting Dynamic Engagement All Citizens」であり、これを直訳すると「国民の精力的な参画推進担当大臣」となる。

この言葉を読んで最初に筆者が思い浮かべたのは、哲学者マルティン・ハイデガーが『技術論』の中で述べた「Ge-Stell」である。直訳すれば「立て・組み」という意味だが、定訳で「総駆り立て体制」などとされている。近代技術は、自然を人間に役立つものとしてのみ、すべてを駆り立てていく、という指摘である。自然科学だけではなく、社会科学に援用して考えれば、安倍総理大臣の演説は、「あらゆるものは経済

的価値あるものへと、すべてを駆り立て、総動員せよ」という主張になるのではあるまいか。

この「総駆り立て体制」への下準備は、着々と進められているようだ。実際今秋は、私たちの生活に大きな影響を与え得る法案が次々と可決されていった。これらは、統治し管理する側のコントロールの可能性を拡大する類のものばかりである。たとえば9月上旬にはマイナンバー法改正案が賛成多数で可決され、同時に労働者派遣法改正案も可決、同法は9月30日から施行となった。

マイナンバー法は、個々人の生活の利便性を向上させる点が期待される一方、それ以上に管理する国の利便性の側面が大きい。国民が国内に保持する財産は正確に補足され、金融所得は取りこぼしなく課税され得るなど、国の財源から見たメリットは大きいからだ。

派遣法改正もまた、雇用し管理する側にとつて都合の良い法律である。改正前の労働者派遣法では、「通訳」や「ソフトウェア開発」などの専門性が高いとされる26の業務では、派遣労働者が同じ部署で働き続ける期間に制限はなかった。他方これ以外の業務は、派遣期間が原則1年、最長でも3年までとなっていた。だが今回の改正では、この「専門26業務」が廃止となり、派遣期間の制限を撤廃し、1人の派遣労働者が同じ部署で働ける期間を3年に制限する

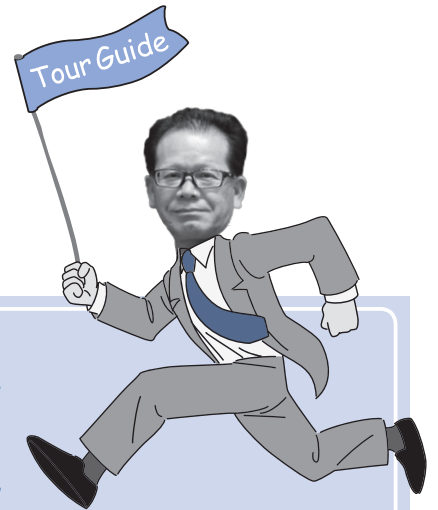
という。同法改正により、企業は3年ごとに人を入れ替えれば、どのような業務でも期間の制限なく、昇給昇任のない低賃金の派遣労働者を使い続けることができるとの批判が上がっている。

派遣の多数派は女性だが、今年「女性活躍推進法」が可決され、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられた。これはたびたび繰り返されてきた政府の「女性分断統治」と同じ構図のように見える。たとえば、1999年に改正男女雇用機会均等法が施行され、同年派遣法もまた改正された。エリート層の女性重用が喧伝されると同時に、マスの女性従業員のさらなる非正規雇用化が進む基盤となった。筆者が危惧するのは、安倍総理大臣の「新しい三本の矢」が、国民生活の基盤をいっそう解体し、とりわけ女性の時間を際限なく奪う事態である。拙書『居場所』のない男、「時間」がない女』の中で、私は日本の女性は有償労働と無償労働をあわせた「総労働時間」は、先進国で一番長い点を指摘した。すでに十分活躍している女性たちに必要なのは、雇用市場へと引き出すこと以上に、適正な待遇を与えること、そして女性に偏重した家事育児介護などのケアワーク負担を軽減することである。今回の内閣改造演説には、この視点が皆無であり、これなくして何の「女性活躍」かと申し述べたい。

厳しいから、 弱いから、3万人の 力をあわせて団結だ!

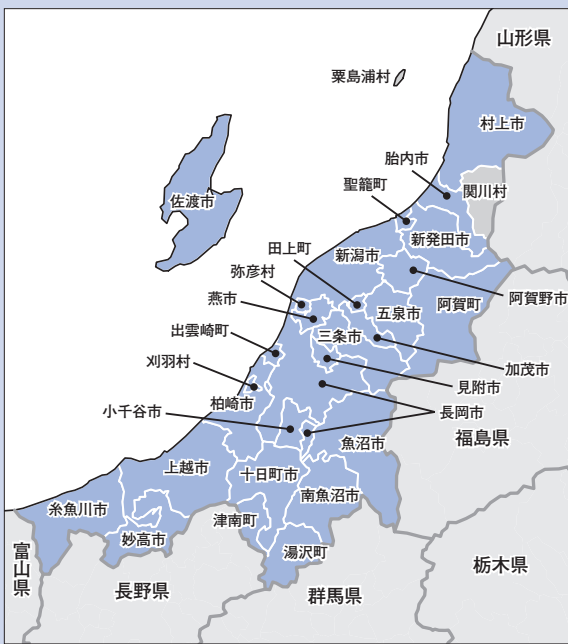


自治労は、47都道府県のすべてに県本部があり、県内の加盟組合と連携しながら、地域の事情に応じた運動を行っています。このコーナーでは、それぞれの県本部委員長から、県本部の特徴や運動を紹介(自慢)していただきます。



新潟県本部
執行委員長
齋藤 悦男

▶新潟県の加盟単組00組合



加盟単組

◆おめさん、新潟んこと
◆知ってくんせ

新潟県本部の組織人数は約3万人で、構成は県職労8千人、市職労20単組1万5千人、町村職労8単組1千人、公共民間29単組6千人となっています。

新潟県と言えば、米どころ、日本酒、雪が思い浮かぶのではないのでしょうか。新潟の代表的な米は皆さんご存知のコシヒカリです。コ

ます。新潟県は日本列島のほぼ中心部に位置し、春夏秋冬、四季の変化がはっきりしています。海や山でのアウトドアや、旬の魚介や野菜を使った食べ物など、楽しみ方は多彩です。近年では、伝統ある花火大会や、個性豊かなご当地ラーメンなども、注目を集めています。

シヒカリという名前は「越の国に光り輝く稲」という願いから命名され、市場では「新潟一般」「魚沼」「岩船」「佐渡」の4銘柄で流通しています。とりわけ、「魚沼コシ」は人気のブランドとなっています。

新潟県と云えば、米どころ、日本酒は、北雪、メ張鶴、麒麟山、久保田、八海山などが有名です。新潟のお酒は、いわゆる「淡麗辛口」と言われます。淡麗辛口とは、きれいで、すっきりして、あとに残らない、飲みあきしない、というような意味です。新潟県には、都道府県立としては唯一の日本酒専門の試験場、醸造試験所があり、県内清酒産業の振興に貢献しています。「夏子の酒」が週刊誌に連載され、ドラマ化されたこともあり、新潟の酒がこれまで以上に注目を浴びることとなりました。「新潟酒の陣」は全国的に有名で、2016年は3月12日(土)、13日(日)に開催されます。新潟の雪を心配される方もいるでしょうが、新潟市内はほとんど雪が積りません。新潟のお酒と旬の食を味わいに是非おいでください。

≡≡≡ 現業で12人採用

全国的に現業や公営企業の職場は、退職不補充や民間委託化など、厳しい状況に追い込まれています。新潟県も、その例外ではありません。とりわけ、現業職場では行き過ぎた人員削減により、技術伝承はおろか日常業務にも支障が出る状態に至っています。しかし私たちは、それで黙っている労働組合ではありません。

新潟県本部では毎年、「現業・公企統一闘争」を取り組み、欠員の正規職員による補充と直営堅持を求めてきました。2014闘争では、県職労・新発田



▲現業・公企総決起集会での力強い団結がんばろう

市職労など5単組で12人の新規採用を確認したところです。

県職労では、危機管理体制・行政サービスの水準向上のため、現業職場の直営堅持を求めてきました。定年退職者が予定されている職場、欠員のある職場での人員要求を積み上げ、部局別交渉・人事課長交渉で回答を引き出してきました。

新発田市職労では、毎年6月の人員要求に取り組み、2014闘争では調理師の新規採用を6人獲得できました。

また県本部では現業・公企統一闘争にあわせて、全県の組合員が集まる決起集会を毎年開催しています(写真)。今年も356人が結集し、県本部総体でたたくことを意思統一しました。

引き続き、全単組での要求提出・交渉、協約締結のサイクル確立と、現業評議会・公営企業評議会の組織強化をはかっていきます。

≡≡≡ 地域医療を守る

全国各地で自治体立病院の再編が進められてきました。本県でも、魚沼地域にある県立2病院と市立2病院を再編し、公設民営の魚沼基幹病院

を核とする地域医療体制の再編が進められてきました。

この再編にあたり、県本部は対策委員会を設置し、単組や住民と連携しながら、よりよい地域医療の確保を求めてきました。しかし、基幹病院の公設民営が避けられなくなったため、組合員の雇用と身分を守る運動にシフト。人事異動などの対応により、現業や臨時職員を含め完全に雇用を守る事ができませんでした。

今後も経営形態見直しを含む医療再編が進みます。魚沼の取り組み総括を活かし、運動を行わなければなりません。2014年には、公的三病院の一つである新潟県厚生連



▲地域医療集会の分散会「ナースカフェ」、職場の悩みを話し合う参加者たち

の労組が自治労加盟しました。同労組は、比較的良好な労使関係を維持してきましたが、2013年に経営側が立ち上げた第2組合との組織競合に直面しています。自治労・連合は、組織競合対策や地域医療を守る取り組みを支援してきました。

2015年2月には、同労組の組織強化を目的の一つとし、本部が「地域医療全国集会」を新潟で開催しました(写真)。厚生連労組からも約110人が参加し、自治労のスケールメリットを体感。職場に戻ってからも参加者が集会の報告を行うなど、組織強化にむけて歩み出しました。引き続き取り組みの支援を行っていきます。

≡≡≡ 保育集會に來なせや

2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。消費増税分を財源として、子育て支援の「量の確保」「質の拡充」をはかるといふものです。新潟県本部でも、新制度開始を受け、本部が提起する自治体要請行動に取り組みました。また、「地域プロジェクト別保育集會(1)ほっといき



▲ほっといき集會、職場の話を気軽に意見交換

いき集會」(写真)を県内6か所で開催しながら、新制度実施後の保育所・幼稚園職場の実態把握に努めてきました。しかし、要請行動は広がりが見られないため、2015確定闘争でも取り組みを提起していきます。

2016年には、本部が「全国保育集會」を新潟市で開催します。当県本部としても、現地実行委員会を立ち上げ、受け入れ準備を進めています。これと並行しながら、当県における保育運動を一段と強化し、集會の分科会やレポートに取り組みを持ち寄れるよう、単組へのサポートを進めたいと考えています。全国の多くの仲間を心よりお待ちしております。

さき
咲き
えさき



ともに声を上げて
明るい未来を
咲かせよう

法案強行採決の瞬間

戦争法案は強行採決により成立させられました。その審議過程での野党の追及によって、ホルムズ海峡の機雷除去や邦人を救出する米韓防護など、集団的自衛権行使の理由として安倍総理が例示してきたものがことごとく修正・撤回を余儀なくされ、そもそも法律を制定する根拠たる「立法事実」がない、と安倍政権を追い詰めていきました。

しかし、法案の慎重審議、または廃案を求める圧倒的多数の国民の声を無視し、数の

らせる行動をとともに

され、自民・公明の与党と次世代の党・
間を振り返って見ても、とても可決し
なく、採決の不存在であるとの声があ
ばなりません。



参議院議員 江崎 孝

論理だけで強行採決されたことは、立憲主義と民主主義の破壊であり、断じて許すことはできません。

特別委員会での強行採決時の混乱は皆さんご存じのことと思われませんが、私の見た9月17日の採決の様子を以下に書き起こしてみます。

この日の午前中に野党は鴻池特別委員長の不信任動議を提出していました。午後に入り、不信任動議が採決によって否決された後、任を解かれていた鴻池さんが動議否決を受けて再び委員長席に座ります。すると「議事を再開します」と「速記を起してください」といった議事再開の定例を省き、いきなり法案採決に入る旨の発言を行いました。それを見た自民党理事が合図を出す。その時を待っていた自公の少々大柄な議員たちが、委員長席に雪崩れ込むではありませんか。驚いた僕らも委員長席に駆け込み、与党議員と掴み合いの肉弾戦です。

いる席の肘掛け部分に足をかけた私は、頭上の委員長席にいた（あの髭の）佐藤正久自民党議員に掴み掛かろうとした。その瞬間、なんと足を踏み外し大きく転倒です。痛いほど体を打ったはずですが、そんなことは感じる余裕もありませんでした。情けないですが強行採決の瞬間のことでした。

その時の安保特別委員会の速記録（未定稿）を取り寄せたところ、速記者の記録は次のようなものでした。

○理事（佐藤正久君）鴻池委員長
速記を止めてください。
○委員長（鴻池祥肇君）……（発言するもの多く、議場騒然、聴取不能）

「速記中止」「理事佐藤正久君退席、委員長着席」

「委員長退席、午後4時36分
未定稿は、ここまでで終わっています。これが、ありのままの現実です。

この採決には手続きの瑕疵が2点あることがわかります。まず、議事再開の宣言や「速記を起して」との鴻池委員長の発言がなく、委員会が正式に再開されたと言えません。さらに、与党議員でも7回も8回も起立した委員がいたように、

「議場騒然、聴取不能」の状況であり、法案採決の宣言や賛否などが確認できる状況ではなかったのです。

しかし、10月10日（土）の午前8時に公開された参議院会議録には、「委員長退席」の後に「質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。なお、両案について附帯決議を行った。」との一文が追加されています。この記載については、理事会において各党理事により確認されたものではなく、鴻池委員長の判断で記載を決めたとのこと。

あの混乱の中では、可決す



9月17日
参議院安保特別委員会 強行採決の瞬間



▲9月15日 戦争法案廃案を求める国会請願デモを激励

べきと決定できるような事実は確認できなかったはずですが、これは強行採決などではなく、むしろ採決の不存在ではないでしょうか。なかった採決をあたるとする、こんな乱暴極まる議会運営で、70年間にわたる戦争しない国を変えられてはなりません。

軍事偏重の危うさ

戦争法制成立から約半月後の10月1日、防衛装備庁が発

戦前へと回帰させる安倍政治を終わ

9月19日未明、参議院本会議にて安全保障関連法案、いわゆる戦争法案が採決日本を元気にする会・新党改革の賛成により可決成立しました。しかし採決の瞬たとは思えません。この混乱した採決について、憲法学者からは、強行採決ではります。横暴な議会運営によって政治を決める政権は一日も早く打ち倒さなければ

足しました。武器の輸出や輸入、調達、他国との共同開発を二元的に担う防衛省の外局です。防衛装備庁は今年の通常国会に提出された防衛省設置法改正案にて提案され、与党と維新・次世代などの賛成により可決されました。これに先立つ昨年4月、武器輸出三原則を改定して武器輸出を原則解禁した「防衛装備移転三原則」が閣議決定されています。今回の防衛装備庁の発足により、今後わが国は本格的に武器輸出しようとしており、すでにオーストラリアとの間で潜水艦の共同開発（と言う名の輸出）について協議が行われているという話です。合意されれば、わが国はアメリカとロシアに次ぐ武器輸出大国となるのです。

武器輸出の促進は、経済界からの強い要請が背景にあると言われています。同時に政府も、防衛産業の発展を成長戦略の一部に位置づけています。今や「経済成長のため」として政官財が一緒に、軍産複合体構築への道をひた走っているのです。軍人出身であった第34代米大統領のアイゼンハワー氏は、1961年の退任演説で「軍産複合体の影響力が、我々の自由や民主主義のプロセスをけつして危険にさらすことのないようにしなければならぬ」と、軍産複合体の危険性について警告しました。しかし、1970年代の米国は新保守主義（ネオコン）を中心として、軍産複合体と一体となった軍事強硬路線へと突き進んだ結果、世界中どこへでも米軍を派遣し、紛争解決のためという理由を付けて武力行使をする国家になりました。70年間戦争せずに平和国家を堅持してきた我々は、米国のような国をめざさず、軍産複合体が我々の自由や民主主義のプロセスに影響力を及ぼすことのないよう、十分警戒することが必要です。

安倍政権の軍事偏重的体質は、他にも垣間見えます。良い例が、芸能人の結婚報道について触れた菅官房長官の「この結婚を機に、ママさんたちが一緒に子どもを産みたいとか、そういう形で国家に貢献してくれればいいなと思っています。たくさん産んでください」との発言です。子どもを産むことが国家への貢献であるという発想は、戦前の「産めよ増やせよ」政策を想起させます。安倍政権が突然掲げた「1億総活躍」にも、どこか「1億総玉碎」や「1億総動員」など、戦前や戦時中の「におい」を感じるのには私だけではないでしょう。

安倍政治を終わらせるために

法案成立後、挫折ムードなどはどこにもなく、国家を優先する政権によって踏みじられた「国民の尊厳」を取り戻そうという市民たちは「9月19日を忘れない」を合い言葉に、戦争法制廃案、安倍政権退陣、参議院選挙で与野党逆転の声を上げ続けています。

戦争をさせない1000人委員会を含めた「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」による法の廃止を求める署名活動や、学者の会や日弁連による戦争法の違憲訴訟も提訴にむけた準備が始まっています。また、総がかり行動実行委員会は毎月19日に戦争法廃止にむけた国会正門前集会などを継続して開催することを決めました。私が事務局長を務める「立憲フォーラム」も総がかり行動実行委員会と連携して議員会館での院内集会を開催してまいります。

諦めず、ひるまず、安倍政治を終わらせる行動をとるにしていきたいと思います。



困ったときの

法律相談

21

男性も女性も

仕事と育児を両立するため

に 育児休業等と不利益取り扱い

◆答える人◆

自治労常駐顧問弁護士
上田 貴子



相談

夫婦ともに地方公務員です。現在は育児休業中ですが、職場に復帰した後、保育園のお迎えの時間に合うかとも心配です。あらかじめ残業を断ったり、勤務時間を短くすることはできますか？ また、私が職場復帰した後、夫が育児休業をとることも考えています。夫も私と同じように育児休業をとれますか？ 育児休業をとることで、昇格できないなどの差別にあらうことはありませんか？

回答

育児休業等の制度の概要

●育児休業制度

地方公務員の職員は、任免権者の承認を受けて、3歳未満の子を養育するために、子の3歳の誕生日の前日まで育児休業をとることができます（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「地公育休法」といいます）2条1項。ただし、職員であっても、後述

する並立任用短時間勤務職員、臨時的任用職員そのほかこれに類する職員として条例で定める職員は対象となりません。女性職員同様、男性職員も育児休業をとることができます。配偶者が育児休業等をとっている職員も育児休業をとることができ、夫婦同時に育児休業をとることもできます。相談者が育児休業をとり、職場復帰した後に配偶者が育児休業をとることもできます。

なお、育児休業は原則として子ども1人につき1回に限

●超過勤務制限

育児休業をとり職場に復帰した後、子の養育のために残

られますが、子の出生の日から57日間を基準として条例で定める期間以内に育児休業（産後パパ休業）をとった男性職員は、条例で定める特別の事情がなくても再び育児休業を取得できません（地公育休法2条1項ただし書、国家公務員育休法3条1項ただし書、人規19-0（職員の育児休業等）3条の4）。

業を免除してほしい、という場合には、超過勤務制限制度がある職員が、子を養育するために請求した場合には、超過勤務が制限されます。また、36協定によって勤務時間を延長することができるときに、小学校入学前の子のある職員が、子を養育するために請求した場合は、月24時間かつ年150時間を越える超過勤務が制限されます（ただし、公務の運営に支障がある場合は除きます）。また、①当該地方公共団体で引き続き任用された期間が1年未満の者（3歳未満の子を養育する短時間勤務職員を除く）、②1週間の所定労働日数が2日以下の場合を除きます（育児休業法61条16、19項、16条の8第1項、17条1項、同法施行規則

●部分休業

育児休業あけすぐにフルタイムで働くのではなく、時間を短縮して勤務したい、という場合は、1日の勤務時間の一部を休業する制度（部分休業）を利用することも考えられます。

任命権者は、小学校入学前の子を養育する職員が、子を養育するために請求した場合は、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例の定めにより、1日の勤務時間の一部（2時間以内）を勤務しないことを承認できます（地公育休法19条1項）。勤務し

ない時間については、減額し給与が支給されます（同条2項）なお、同条は、企業職員および単純労働職員並びに独法職員は適用されません（地公企法39条1項、地公労法附則5項、地方独法53条1項3号）が、同様の事項を条例および企業管理規定等で定める必要があるとされています。

●育児短時間制度

2007年8月1日施行の改正地公育休法により、新たに育児短時間制度が導入されました。小学校入学前の子を養育する職員は、任命権者の承認を得て、常勤を要する職のまま、規定された5つのパターンから選り、希望する日、時間帯に勤務することができ、ます（同法10条）。ただし、育児短時間勤務職員その他これに類する職員として条例で定める職員を除きます。育児短時間勤務の勤務時間が、前の勤務時間の2分の1であるときは、同じ職にもう1人他の育児短時間勤務職員を任用できる点がこの制度のメリットです（並立任用）（同法13条）。

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い

最高裁（最判平成26・10・23 最高裁判所民事判例集68巻8号1270頁）は、妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させることは、原則、均等法9条3項の禁止する不利益取り扱いにあたり違法・無効と判断しました。この頃から、「マタニティ・ハラースメント（妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いや、職場で受ける精神的・肉体的なハラースメント）」が広く認識されるようになりました。

厚労省は、前記最高裁判決をふまえ、妊娠、出産、育児休業等を理由とする「不利益取り扱い」（男女雇用均等法、育児介護休業法）についての解釈通達（平成27年1月23日付け雇児発0123第1号）を出しました。これによると、妊娠、出産、育児休業等を「契機として」不利益取り扱いを行った場合、原則として男女雇用期間均等法、育児・介護休業法違反になります（ただし、特段の事情が存在するとき、労働者の同意に合理的理由が客観的に存在する場合は

例外として違反にあたりません）。不利益取り扱いには、①解雇、②雇止め、③契約更新の引き下げ、④退職又は正社員を非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要、⑤不利益な自宅待機命令、⑥降格、⑦減給、⑧賞与等における不利益な算定、⑨不利益な配置変更、⑩昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う、⑪仕事をさせない、もつぱら雑務をさせるなど就業環境を害する、が例としてあげられています。「契機として」は、基本的に時間的に近接しているか否かで判断されます。

地公育休法も、育児休業（同法9条）、育児短時間勤務（同法16条）、部分休業（同法19条3項、16条）を理由とする不利益取扱いを禁止しており、同様に考えることができます。相談者の配偶者が、育児休業等をしたこと、しようとしたことを契機に、昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行うことは、例外的な事情がなければ違法です。

パタニティ・ハラースメントとは

男性職員が育児休業をとることを阻害するハラースメント

は「パタニティ・ハラースメント」と言われるようです。男性職員にも育児休業等をとる権利がありますから、育児休業等を理由とする不利益取り扱いや、精神的・肉体的なハラースメントは、許されません。

裁判例でも、男性看護師が3カ月の育児休業を取得したことを理由に職能給の昇給をさせなかったこと、育児休業中の年度を昇格試験受験に必要な標準年数に参入せず、昇格試験を受験させなかったことが、育児休業を理由とする不利益取り扱いにあたると判断したものが、注目されました（大阪高判平26・7・18 労働判例1104号71頁）。

ハラースメントを防止するためには

こうしたハラースメントが起こる背景には、育児休業等が法律上の権利であることについての認識不足や、仕事と家庭の責任を両立することへの理解のなさがあります。より根本的な問題としては、人手不足、長時間労働により、同僚や部下が育児休業をとることを快く受け入れる余裕がないという職場環境があります。ハラースメント対策は予防が

第一です。組合として、育児休業等の制度の周知と、労働環境の整備、ハラースメント対応窓口やガイドラインの作成などを当局に求めましょう。

ハラースメントが発生した場合、個人だけの問題にせず、職場全体の問題として、組合で取り組むことが重要です。人事・公平委員会への措置要求等を検討したり、前述の育児休業等を理由とする不利益取り扱いにあたる場合は、裁判手続きを利用することも考えられます。

おわりに

2016年4月施行の女性活躍推進法は、男女が子の養育、家族の介護等で協働することができるよう、職業生活と家庭生活が両立できる社会を実現することを基本理念にあげています。臨時・非常勤職員等の育児休業制度の制度化、仕事と生活の両立支援制度のさらなる充実が今後の課題です。自治労発行の「LETS CHALLENGE 男女平等の職場づくり 要求ガイドブック」も是非ご参照ください。



「筋肉」よりも「骨」を使え!
甲野善紀、松村卓 著
ディスカヴァー携書
本体1,000円+税

スポーツ科学の常識が変わる日は近い?

気持ちには常に若いつもりだが、ついに気づいてしまった。体の方は着実にだらしない変化していることに。筋力の無さも痛感し、さっそく簡単に起き上がれる腹筋マシンを手に入れた。それからせつせと腹筋運動に明け暮れて2カ月。ややお腹も固くなってきたようだが、瘦せた感覚はなくむしろ重くなった気がする。

そんな折に手にした本書が、のっけから私をフリーズさせる。対談する甲野氏と松村氏は、「腹筋すると体が動かなくなる」と口を揃え、さらに「ストレッチも筋トレも役に立たない」というからだ。本書は、現在の身体に無理を強いるトレーニング法に異論を唱える両氏が、いかにして身体力を効率よく最大限に引き出すかについて対談をまとめたものである。

武術家の甲野氏は、168cm60kgの体格であるにも関わらず、常識では考えられない方法でラグビー選手のタックルを難なくかわしたり、一流の柔道家にも崩されないなど数々の技を体得している。元巨人の桑田真澄投手を指導し復活させたことでも有名な。一方の松村氏はスポーツトレーナー。短距離選手として活躍した現役時代は10

0メートル10秒2を記録。「筋肉信仰者」だった現役時代は怪我が絶えず、引退後甲野氏と出会い、その教えを取り入れた「骨×ソッド」を開発。現在はトップランナーの桐生祥秀選手をはじめ多くのスポーツ選手の指導にあたっている。

たとえば速く走るためにはどうすればいいだろうか。常識的に考えると筋肉を鍛えパワーを身につければよいと考えるだろう。しかしこの当たり前に考えることが、両氏は大きな間違いだと指摘する。いくらパワーを手に入れても、それを身体に伝えエネルギーに変えなければ速くは走れない。本書では、身体の動きはまず骨が動き、それに従って筋肉がついてくると考え、骨の動きが大事だと説く。この骨の動きを利用して走りができるのが世界最速のポルト選手だとか。そうした話が満載の本書は、スポーツ科学に真っ向勝負を挑む。

かつて天動説という常識に対して、ガリレオは180度違う考え方の地動説という非常識で立ち向かったが、もしかしたら甲野氏、松村氏も同じかもしれない。松村氏が指導している桐生選手は筋トレもストレッチも一切やっていないそうだから、彼がその証明者となるか楽しみなことだ。

中野 暁(自治労文芸会議幹事・九州地連)

文化 culture

編集部 発

本は人なり!

新メンバー紹介

9月から報道担当も新たな顔ぶれとなりました。今回はメンバー紹介を兼ねて、それぞれのおすすめ本を紹介します。

おばあさまは魔女、描写に癒されます

自給自足に近い暮らしをする祖母の家。優しく厳しい「魔女」に導かれ、「修行」を通じて不登校の主人公が強くなっていく。手作り全般が趣味、祖母に会えるのはお正月くらい、松村の理想が詰まった癒され小説です。

◆松村 綾子

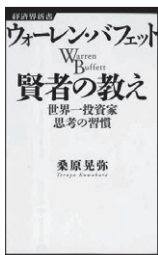


西の魔女が死んだ
梨木 香歩 著
新潮文庫
464円(税込)

世界的投資家からのメッセージは必読

投資をテーマにした本ですが、「正しい情報は自分で判断しよう」というメッセージが込められています。私、遠藤の頭の中にはバフェットの言葉が、座右の銘の如く刻まれています。是非「オハマの賢人」の言葉に触れてください。

◆遠藤 恭彦



ウォーレン・バフェット 賢者の教え
世界一投資家思考の習慣
桑原 晃弥 著
経済界
864円(税込)

本当に素敵なものはお金では買えない

少年が「親友」と過ごした最後のクリスマスを描いたショートストーリー。全編に流れる2人の互いを思いあう気持ちに、琴線を激しく揺さぶられます。久しぶりに読み返して、電車の中で号泣した涙もろい田村でした。

◆田村 美都子



クリスマスの思い出
トルーマン・カポーティ 著
村上春樹 訳
山本容子 銅版画
文藝春秋
1,697円(税込)

“未知との遭遇”で視野を広げる

世界1500のメディアから厳選した記事をこの一冊に。内容は経済や政治、トレンド、文化などユニークな記事から真面目な記事まで多岐にわたり、常に“未知との遭遇”。一冊読むだけで視野が広がり、楽しく読める……そう、私は三浦です。

◆三浦 一力

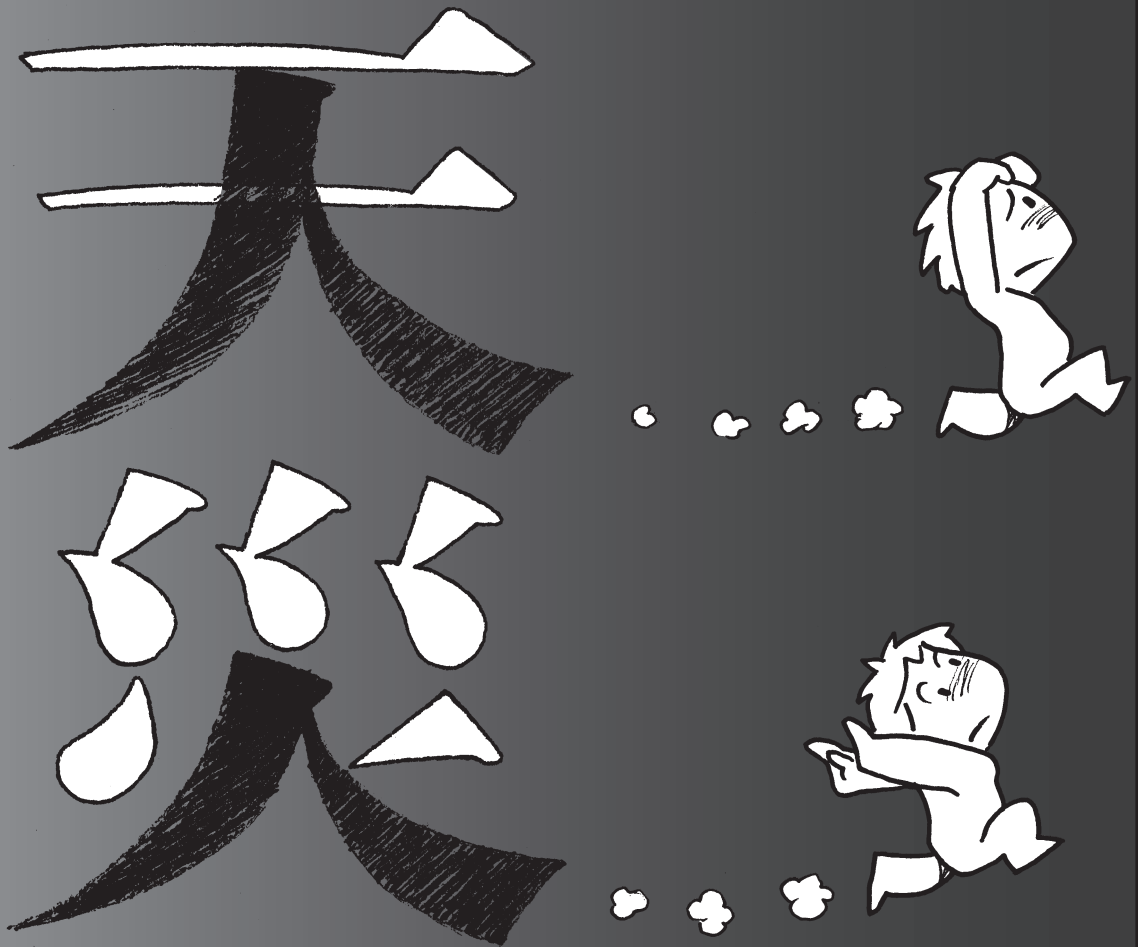


COURRIER Japon
(クーリエ・ジャポン)
月刊誌(毎月25日発売)
講談社
800円(税込)



Yoshiharu Tsuji

【天災】自然現象によってもたらされる災害のこと。だが、
その中には人間の不注意や怠慢による「人災」が隠されている…!?



編集後記

▼新体制後初の自治労通信となりました。まずは、むこう2年間の新しいリーダー・川本委員長のインタビュー記事です。▼そして「戦争法」反対緊急特集。この間、国会周辺はもとより、あらゆる場面で活躍されていた平和フォーラムの福山真劫さんと、本誌初登場の高橋若木さんにご寄稿いただきました。また、短期集中連載として3号連続で、憲法改正の問題をご指摘いただいた河上先生の連載もあわせてお読みください。▼初登場といえは、昨年1月に自治労法律相談所に女性として初の常駐弁護士となられた上田先生。今回、法律相談に初登場です。▼乳がん特集は10月の乳がん月間に合わせ、前メンバー時からずっと温めていた企画。他者のケアを優先してしまい、自分のケアが後回しになってしまふこと。水無田さんは今回の「流体碩学」の中で「日本の女性は有償労働と無償労働をあわせた『総労働時間』は、先進国で一番長い」と指摘されていますが、無償労働の多くは他者のケアに費やされているのではないのでしょうか。乳がん患者の多くは40〜50代とのこと。子育てや介護に多忙で自分をいたわれない女性たちの姿が透けて見えるようです。▼さて、「新公立病院改革ガイドライン」の解説は2号連続でお届けします。地域医療を誰が守るか。4000人を超える医療の仲間、新潟厚生連が昨年自治労の仲間入りをしました。表紙とお国自慢はその新潟からです。表紙の写真は、戦争法に反対する私たちの心の中に燃える炎のようにも見えませんか。

(都)